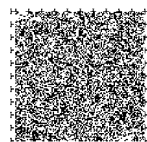
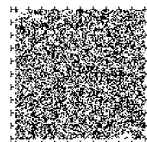


福祉のことが わかる本



はじめに

この冊子は、高齢者とその家族の方々に、今日の福祉制度を理解していただき、くらしに活かしていただくことを願って作成しました。

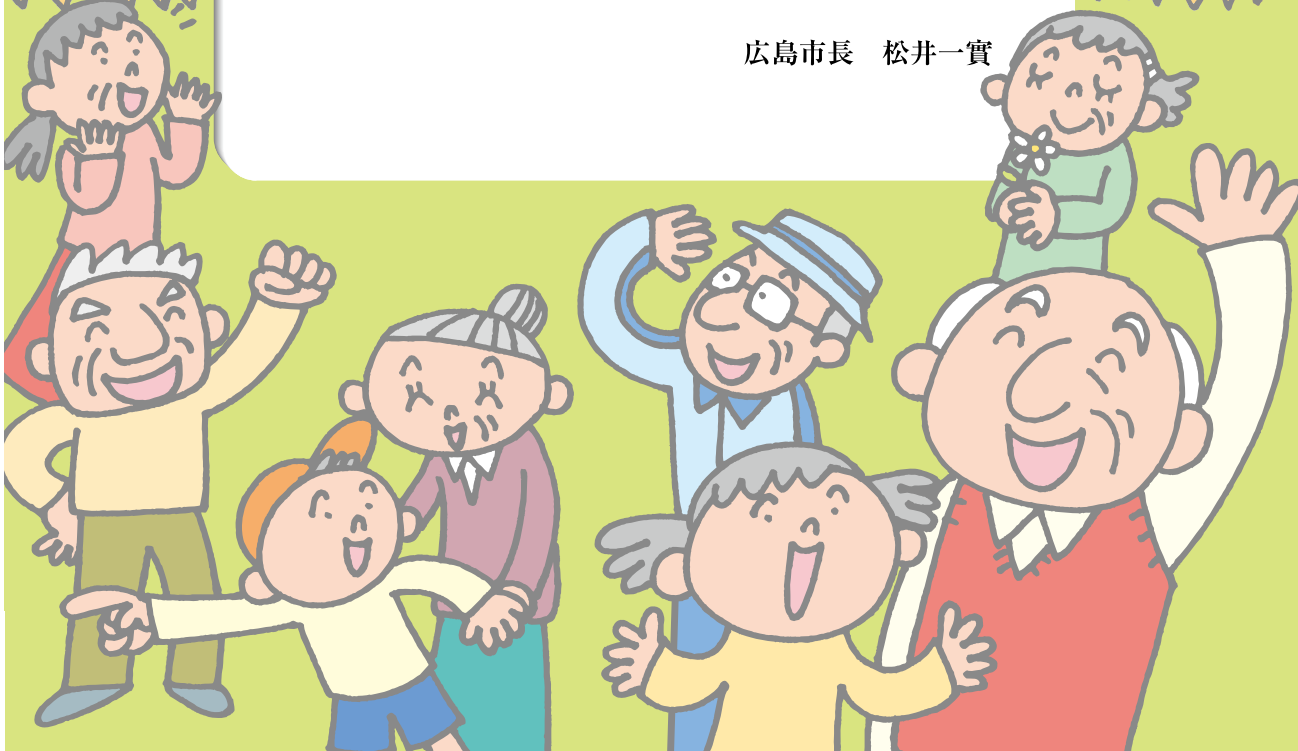


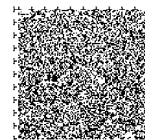
少子・高齢化や町内の連帯感が失われつつあるなど、私たちを取り巻く社会環境の様々な問題が言われる中、本市では、お一人お一人が、健康で、生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢社会を形成するための、様々な福祉施策を実施しています。

皆様がこれからも健やかで、ゆとりと生きがいのある人生を過ごしていただくため、この冊子が一助となれば幸いです。

おわりに、この冊子の作成に当たり、御協力、御助言を頂きました皆様に、心から感謝申し上げます。

広島市長 松井一實





目次

はじめに	広島市長 松井一實
本書の見方	4～7

《健康保持増進》編…8

いきいきと楽しく暮らしていくための基本 健康づくりは幸せづくり

- 健康づくりについて ……8
- 生活習慣病の予防について ……10
- 介護予防について ……12
- 認知症について ……13
- 居住環境の整備について ……14

《社会参加・生きがい》編…18

豊かな人生をつくるのはあなた自身です 人の輪やグループのなかへ

- 高齢者の施設利用料減免について／高齢者いきいき活動ポイント事業 ……18
- 要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成制度／障害者公共交通機関利用助成制度／ふれあい・いきいきサロン ……19
- 老人クラブ／シニア大学 ……20
- 広島市文化財団ひと・まちネットワーク部／ボランティアセンター ……21
- シニア応援センター／シルバー人材センター ……22

《介護保険以外のサービス》編…23

ご利用ください

目的に応じたさまざまな福祉サービス

- 成年後見制度利用支援事業／あんしん電話の設置 ……23
- 配食サービス／日常生活用具の給付 ……24
- 住宅改修費補助／家族介護慰労金の支給／高齢者在宅介護用品の支給 ……25
- 生活指導短期宿泊事業／在宅生活継続支援事業／被爆者の方が利用できるサービス ……26
- 養護老人ホーム／原爆養護ホーム ……27
- 軽費老人ホーム／有料老人ホーム／生活支援ハウス ……28
- 家族介護教室の開催 ……29
- 税の軽減 ……29

《介護保険のサービス》編…30

高齢者の介護を社会全体で支える 介護保険制度

- 介護保険制度のあらまし ……30
- サービスの利用手続き ……32
- 【訪問サービス】 ……33
- 【通所サービス】 ……34
- 【短期間の入所】 ……34
- 【その他の居宅サービス】 ……35
- 【地域密着型サービス】 ……36
- 【施設サービス】 ……36
- 介護予防・日常生活支援総合事業 ……37

《心配ごと・悩みごと相談》編…38

あなたのすぐそばに相談相手があります 心配ごと・悩みごとの相談窓口

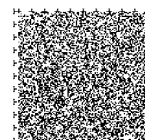
- 民生委員／広島市成年後見利用促進センター ……38
- 地域包括支援センター／社会福祉協議会／福祉サービス利用援助事業「かけはし」・成年後見事業「こうけん」 ……39
- 広島市精神保健福祉センター／心配ごと相談所／広島市自殺（自死）対策推進センター／くらしサポートセンター ……40
- 広島県警察本部内の相談電話／救急相談センター
広島広域都市圏・備後圏域 ……41
- 広島市消費生活センター ……42
- 区役所厚生部 ……43

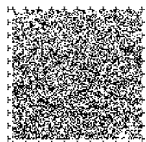
《福祉資料》編…45

福祉に関する施設、サービスを 一覧表で紹介

- 福祉施設など ……45
- 関係機関 ……54
- 高齢者のための制度 ……57

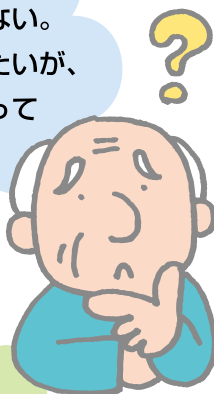
広島市ホームページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>





住みなれた地域で、安心して、いきいきとくらしたい
でも……不安があったら!?

寝たきりや認知症など、
介護される身にはなりたくない。
ムリのない健康づくりを行いたい
が、どんな方法で、どこに行っ
てやればいいのかしら？



地域社会との交流など、
生活に張りを与えてくれる
“生きがい”がほしい。



いま入院しているけど、
頼れる家族がいないので
退院後が不安。



家計に余裕がなく、
介護のための費用が心配。



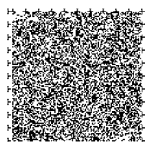
いつまでも住みなれたわが家で
くらしたいけど、
年寄りには使い勝手が悪くなり、
改造したいのだが。



福祉についての
サービスや施設がわかりにくく、
必要になったとき
だいじょうぶだろうか？



こんなとき、この本をご利用ください



「こまった」とき、利用を考えてみませんか

市の福祉サービス

気軽に利用できる
市の福祉サービスを
くらしに生かしてください

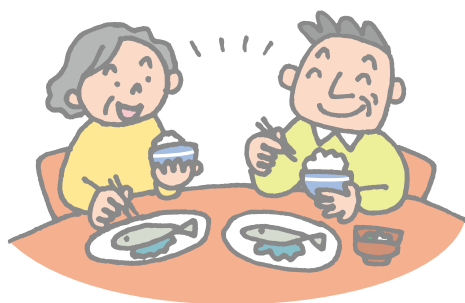


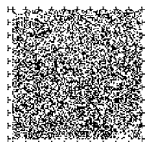
これまでの福祉は、どちらかといえば“生活を維持していくための制度”でしたが、社会が変われば福祉も変わります。

いま福祉は、高齢者の介護やその手助けなど、お金や個人・家族の努力では解決できない問題を“社会全体で支えていく制度”へと大きく変わってきています。

福祉は、みんなのもの。字が読みづらくなったら「メガネを使おう」と思うように、生活のなかで何か不自由を感じたら「福祉サービスを利用しよう」と考えてください。

市では、市民のみなさんが長い人生を不安なく、生きがいをもって豊かにくらしたいかれるよう、多様な福祉サービスをご用意しています。





気軽に相談、ご利用ください

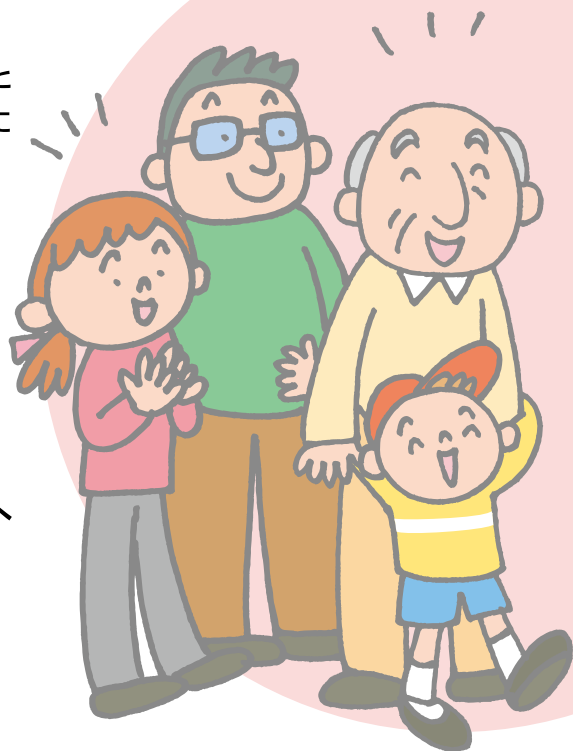
こんな“こまったな”に こんな福祉サービスで市民生活を 応援しています

※本書の見方
をご説明します

「近所の目もあるし、他人に頼みたくない」など、福祉サービスを利用することにためらいをお持ちではありませんか？ 実際に福祉サービスを利用された方の中には、「利用する前は、福祉は生活に困った一部の人だけのものと考えとったし、世話になるのは、なんか恥ずかしいように思うとった」と言われる市民の方もいました。ひとり暮らしで不安という方、介護が大変で疲れ気味というご家族、まず、そんな気持ちを取り払い、気軽に相談することからはじめてみましょう。

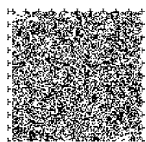
《健康保持増進》編

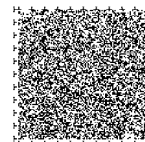
- ★健康づくりをしたい → P8へ
- ★介護予防のためにできることは → P12へ
- ★認知症を防ぐには？ → P13へ
- ★安全・快適なくらしのために
わが家を改造したい → P14へ



《社会参加・生きがい》編

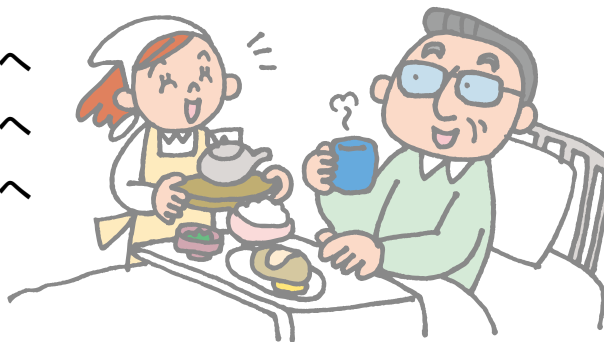
- ★人と交流できる活動の場を知りたい → P18へ





《介護保険以外のサービス》編

- ★在宅で利用できるサービスには
どんなものがあるの? → P23へ
- ★施設サービスいろいろ → P27へ
- ★介護の方法を学びたい → P29へ



《介護保険のサービス》編

- ★介護保険ってどんな制度? → P30へ
- ★介護サービスを利用するには? → P32へ
- ★介護サービスには
どんなものがあるの? → P33へ
- ★介護予防・日常生活支援
総合事業とは? → P37へ



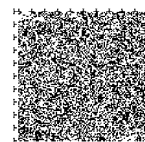
《心配ごと・悩みごと相談》編

- ★心配ごと・悩みごとを
どこに相談したらいいの? → P38へ



《福祉資料》編

- ★施設・関係機関一覧表 → P45へ



いきいきと楽しく暮らしていくための基本

健康づくりは幸せづくり

ムリなく楽しく
健康づくり!

《健康保持増進》編

広島市では、健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21(第3次)」を策定し、市民一人一人が、生涯を通じて心身ともに健康で自立した生活を送ることができる『まち』の実現を目指します。

何よりも大切な財産「健康」は
あなた自身がつくり上げていくもの

健康でいきいきとした生活を送るためには、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病を予防するとともに認知症、ロコモティブシンドローム（骨・関節・筋肉などの運動器の障害により、立つ、歩くなど日常生活の自立度が低下すること）、閉じこもり、低栄養などを予防し、生活機能を維持・増進することが大切です。

また、趣味やボランティア活動などの地域活動を行うことは、心身の健康の保持・増進につながります。

「健康」はあなた自身がつくり上げていくものです。食事や運動などの生活習慣に気をつけるとともに、定期的な健康診査やがん検診で自分の健康状態をチェックしましょう。

区役所地域支えあい課では、健康づくりに関する健康教室や健康相談のなかで、日常の食事や運動などについての助言を行っています。



食生活の改善提案

楽しくおいしく食べて健やかに

●いきいき食生活の10か条

1 1日3回食べましょう



2 魚や肉を食べましょう



3 卵を食べましょう



4 大豆製品を食べましょう



5 牛乳を飲みましょう



6 緑黄色野菜を食べましょう



7 食塩をとりすぎないよう注意しましょう



8 食べすぎ、飲みすぎに気をつけましょう



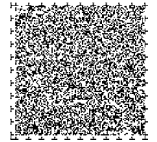
9 よくかんで食べましょう



10 食事は楽しく食べましょう



◎食事のことなら、お近くの保健センターへ…管理栄養士が料理の献立、調理法、栄養などについてご相談に応じます。



健康な毎日を送るためには、一人一人の体力や健康状態に合った無理のない運動を、気軽に楽しく続けていくことが大切です。

そこで

おすすめなのが**ウォーキング**です。
毎日の生活の中で、いつでも、どこでも手軽にでき、
こころとからだにいいことがいっぱいです。

!! **今よりプラス10分** !!
(約1,000歩～1,500歩)
多く歩きましょう!

ウォーキングの効果

耳より
情報!

**ロコモティブシンドロームの
予防にも効果あり!!**

ロコモティブシンドローム(運動器症候群)とは、骨、関節、筋肉などの運動器が衰えて、介護が必要となる危険性の高い状態のことです。ウォーキングは、この予防にもおすすめです。

1 生活習慣病の予防

血圧が正常に維持されるとともにHDL(善玉)コレステロールが増加し、生活習慣病の予防に効果があります。

2 肥満の解消

息苦しくない程度のウォーキングを20分以上継続することによって、肥満の解消に効果があります。

3 老化の予防

骨密度の増加と脳の活性化に効果があります。

4 スタミナのアップ

心肺機能を高め、足の筋肉の衰えを防ぎます。

5 ストレスの解消

仕事や家事、身の雑事から離れて、気分転換を図ることができます。季節による景観の変化を楽しむとともに、人との出会いが人生を豊かにします。



元気な生活は口の中から

—「8020」(ハチマルニイマル)を目指して—

楽しくおいしく食べるためには、歯の健康づくりが大切です。「8020」(80歳で20本以上の歯)を達成された方の表彰も行っています。

いきいき長生きをめざして、バランスのとれた食事を

●主食・主菜・副菜の3つの料理のある食卓

主食

ごはん・パン・めんなどの穀物
糖質性エネルギーの供給源



主菜

魚や肉・卵・大豆製品などを使った料理
たんぱく質、脂肪の供給源



副菜

野菜・海藻などを使った料理
主食と主菜に不足する
ビタミン、ミネラルの供給源

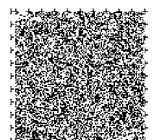


プラス

牛乳・乳製品、果物など



毎食、主食・主菜・副菜の3つの料理を食卓に並べましょう。この3つの料理をそろえることで、栄養素のバランスがとれます。



生活習慣病にかからないために

高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防するために、まず、体重測定や血圧測定など手軽にできる健康チェックで自分の健康状態を知ることからはじめてください。

健康な今だからこそ健康をチェック

活用していますか？ 「健康手帳」

健康手帳は、自分の健康管理のために、健診結果や日々の健康状態等を記録するものです。健康診査や健康教室等に参加するときは健康手帳を持参し、内容を記録しておきましょう。

★詳しくは
区役所地域支えあい課へ
→ P54参照



心や体の健康に関することは 「健康相談・健康教育」

保健センター、地域の公民館、集会所などで心や体の健康に関する相談に応じるほか、各種健康教育を行っています。

【費用】 無料
★詳しくは
区役所地域支えあい課へ
→ P54参照



自分の健康状態をチェックするための 「健診・検診」



【内容】

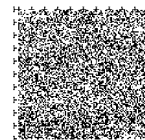
- ◆健康診査：問診、血圧測定、血液検査や尿検査など
※40～74歳までの国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者、医療保険に加入していない方を対象に実施します。
- ◆がん検診：胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がんの検査
※ご加入中の健康保険等でがん検診の受診機会のない方を対象に実施します。
- ◆C型・B型肝炎ウイルス検査
※20歳以上で、過去に検査したことがなく、これから検査を受ける予定のない方を対象に実施します。ただし、輸血の投与や性行為等の事由があり感染したおそれがある方等はこの限りではありません。
- ◆骨粗しょう症検診
※5歳刻みの年齢の方が対象です。
(65歳、70歳、75歳…上限なし)
- ◆70歳の方の歯科健診
- ◆65歳以上の方の結核定期健診

【費用】

- ◆健康診査、C型・B型肝炎ウイルス検査、70歳の方の歯科健診、65歳以上の方の結核定期健診：無料
- がん検診、骨粗しょう症検診：受診時の年齢や検査の種別等により費用が異なります。

★詳しくは区役所地域支えあい課へ

→ P54参照



高齢者対象の定期予防接種

新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に関するご案内

新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン

【対象者】※1

- ・接種日に65歳以上の方
- ・接種日に60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳1級相当の障害を有する方

【接種期間】

10月15日～翌年1月31日※2

【接種回数】

期間内1回

【接種券・予診票】

医療機関に設置

接種には接種料金が必要です。

なお、対象者のうち、生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯に属する方は、接種時に証明書類をお持ちいただくと無料で接種できます。

※1 接種日に広島市に住民登録していることが必要です。

※2 接種時期は変更となる場合があります。

高齢者肺炎球菌ワクチン

【対象者】※1

- ・接種日に65歳の方(66歳以上の方は対象となりません。)
- ・接種日に60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳1級相当の障害を有する方

【接種期間】

通年(※対象年齢にご注意ください)

【接種回数】

一生に1回(過去にこのワクチンを接種したことがある方は対象外)

【接種券・予診票】

- ・対象者の住民登録している住所に送付します。
- ・65歳未満の対象者については、広島市で把握することができないため、接種券が送付されません。接種を希望される際は、事前申請が必要となります。

★詳しくは区役所地域支えあい課へ ➡ P54参照

でも……健康に不安が生じたら

保健師等による訪問指導や相談などの制度があります。あなたやご家族の都合に合わせて活用してください。

保健師による「訪問指導」

保健師が訪問の必要な高齢者の家庭を訪問し、本人及び家族の方に対して、心身機能の低下の防止や健康の保持増進についての相談を受けたり、また、高齢者の介護をされているご家族の健康相談に応じるなどの支援をしています。

【費用】 無料 ★詳しくは区役所地域支えあい課へ ➡ P54参照

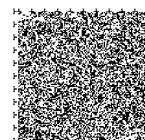
在宅で寝たきりの人が対象「訪問歯科健診・診療」

通院が困難な在宅で寝たきりの方を対象に、歯科医師が訪問し、歯科健康診査及び歯科診療を行います。

なお、歯科健康診査の結果、在宅で歯科診療が実施できない場合もあります。

【費用】 健康診査については無料。診療は保険診療の自己負担分。

★詳しくは区役所地域支えあい課へ ➡ P54参照



介護が必要とならないために（介護予防の取組）

高齢になっても、活動的に暮らすことで、心身の状態が向上します。逆に、活動しなければ、どんどん衰えていきます。健康で生きがいを持ち、できるだけ自立して暮らしていくために、介護予防に取り組みましょう。

◎毎日の生活の中で、介護予防への取組を実施しましょう。

「筋力アップ」に取り組みましょう

- ・毎日できるだけ歩きましょう。
- ・筋力アップのための運動を生活に取り入れましょう。
- ・みんなで楽しくできる軽いスポーツや登山などに参加しましょう。



「お口の健康」を保ちましょう

- ・毎食後、歯みがき、うがいなどでお口の中を清潔に保ちましょう。
- ・歯間ブラシやデンタルフロスを使いましょう。
- ・定期健診を受けましょう。



「低栄養」を予防しましょう

- ・1日に3食食べ、欠食は避けましょう。
- ・主食（ごはんなど）、主菜（肉、魚、卵、大豆製品などのおかず）、副菜（野菜、きのこ、海藻などのおかず）をそろえましょう。
- ・間食に乳製品や果物を取りましょう。



外に出かけましょう

- ・週3～4回は外出しましょう。
- ・知人に会うなど、外出習慣を身につけましょう。
- ・地域の様々な活動に参加してみましょう。



「認知症」を予防しましょう

- ・趣味を持ったり、習い事をするなど活動的な生活を送りましょう。
- ・人との交流を大切にしましょう。
- ・気になる兆候があれば、早めにかかりつけ医に相談しましょう。



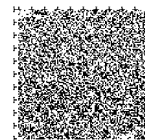
「うつ」を予防しましょう

- ・十分な睡眠をとりましょう。
- ・ストレスをためないようにしましょう。
- ・わけもなくゆううつな気分が続くなど、いつもと違う自分に気づいたら、早めにかかりつけ医に相談しましょう。



地域包括支援センターでは、介護予防に取り組むための支援を行っています。

★詳しくは地域包括支援センターへ ➡ P56参照



ご家族をはじめ周囲の理解が大切です

認知症について

認知症って、どんな状態？ ※人の名前を思い出せないなど、歳をとればだれにでもある「もの忘れ」とは異なります。

例えば……

場所・時・人が
わからなくなる食事をしたことを忘れるなど、
体験したこと自体を忘れる物が盗まれる、だれかに
襲われるなど、被害妄想が
激しくなる買い物で小銭が
使えない

抱え込まずに、お気軽にご相談を！



◆認知症の医療についての相談

- 認知症疾患医療センターでは、認知症に関する専門医療相談に無料で応じています。また必要に応じて、認知症の鑑別診断や専門医療の提供を行うとともに、他の医療機関等の紹介も行っています。

★詳しくは認知症疾患医療センターへ ➡ P56参照

◆認知症についての相談

- 認知症に関する不安や悩みについて、在宅での認知症介護の経験がある相談員（公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部の会員）または認知症介護にかかわる専門職等が相談に応じます。

相談費用：無料

相談対象：認知症の方本人及び介護家族等

★詳しくは広島県地域包括ケア推進センター、広島市認知症コールセンターまたは地域包括支援センターへ ➡ P56参照

◆精神保健福祉相談

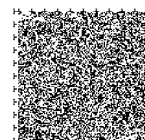
- 気分が落ち込む、眠れないなどの心の不調、人とうまく付き合えない、物忘れなどの相談について、保健センターでは、精神科医師による相談を毎月1～2回、精神保健福祉相談員による相談を午前中に実施。電話相談も行っています。

★詳しくは区役所地域支えあい課へ ➡ P54参照

◆家族介護教室

- 高齢者を介護している家族等を対象に教室を開催しています。

★詳しくは区役所地域支えあい課へ ➡ P54参照



居住環境 の整備

住みなれた“わが家”を安全・快適に
いつまでも暮らせる住まいを

あなたの住まいはどうですか？



安全・快適な暮らしに

チェック1

安全

《住居内での事故防止》

- 高齢になると足腰が弱り、ちょっとした段差につまずいて大けがをしたりします。
- 住居のつくり方も状況に応じて安全性に配慮しましょう。



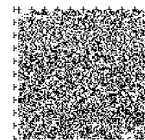
チェック2

操作性

《設備・器具の使いやすさ》

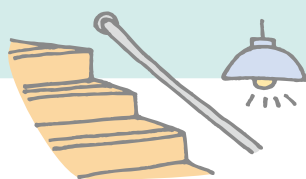
- 高齢になると住まいで過ごす時間が長くなります。
- 日常生活を便利に楽しく過ごせるよう、使いやすい設備・器具にしましょう。





たとえば……

- すべりにくく段差のない床
 - 歩行などの動作を助ける手すり
 - 夜間でもはっきり室内が見える照明
 - まさかのときの緊急通報ボタン設置
- などのリフォームについてお困りの方に、



建築士、弁護士による
「住宅相談」(無料)を行っています。

原則 毎月第4木曜日
(1人30分以内)。要予約。

建築士が現地でリフォームについてアドバイスする
「住まいのアドバイザー派遣」(無料)を行っています。

現地2時間程度。要申込。

問合せ先
市役所都市整備局住宅部住宅政策課
TEL504-2291、2292

向けた4つのチェック

チェック3

自立

《手すり、車いす使用の配慮》

- 身体が弱っても可能な限り自立した生活ができるように、住まいづくりを考えましょう。
- 手すりを取り付けたり、車いすが使えるようにしておくと、活動範囲が広がります。

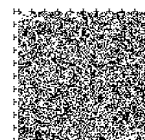


チェック4

介護

《余裕空間、設備》

- 将来、介助や介護を受けるようになったときのことも考えて、ゆとりの空間や設備を設けておきましょう。



高齢者向け住宅への改善アドバイス ……

寝室・居間

- 手の届く範囲に収納スペースやエアコン・照明のスイッチを
- 高すぎないベッドが寝起きが楽
- すぐ押せる位置に緊急通報ボタン
- 室内の壁やカーテンを明るく
- 寝室とトイレは近くに

ゆるやかな階段

- 丈夫で安全な手すりを

建具

- 開閉操作がしやすく安全性に配慮したものにしましょう

玄関・廊下

- 車いす使用の際はスロープ設置
- 段差のないすべりにくい床
- 腰かけて靴の着脱ができる場所（腰かけ台）をつくる

●段差をなくそう

高齢になると、ちょっとした段差でもつまずいてケガをすることがあります。上がり框（かまち）、敷居、浴室などの段差をできるだけなくしましょう。

※将来、家の中でも車いすを使えるようにしておくといいでしょう。

（廊下の幅を広くし、扉は引き戸にして戸の幅を広く取る、段差をなくすなど）

..... 生活が同一フロアでできるように!

●緊急通報ボタン

居室、トイレ、浴室などに付けると、気分が悪くなったとき、外へ連絡できます。

手すり

浴室

- 浴槽は半埋め込み型で、またぎやすい高さ
- シャワーや水道栓はレバー式などで操作しやすい器具に
- 浴槽内にすべり止めマット
- すべりにくく、あたたかみのある床
- 緊急通報ボタンの設置
- 手すりを後付けできる補強
- 浴室入口の段差をなくす（グレーチングなどを利用）
- 浴室用のいすは、安定性があり、立ち上がりやすい高さ

洗面・脱衣室

- 休憩できる腰掛けを置く
- 冬期の暖房
- すべりにくい床
- 敷物のすべり、めくれを防ぐ

トイレ

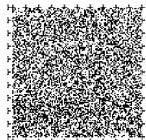
- 腰かけ式の便器への取替え
- ドアは外開きか引き戸
- 外側からも鍵が開けられるように
- 手すり、緊急通報ボタンは身近に
- 暖房用コンセントの設置

●手すりは強い味方

廊下、浴室、トイレなどに手すりがあると、立ち上がるとき、歩くとき、とても安心。握りやすい太さの手すりを、使いやすい高さに付けましょう。

緊急通報ボタン

住まいを変える 暮らしが変わる



豊かな人生をつくるのは“あなた自身”です 人の輪やグループのなかへ

《社会参加・生きがい》編

身近なところで…新たな“生きがい”の発見を

これまで仕事や家事に追われ、やっと自分の時間が持てるようになったあなたは今、少し戸惑ってはいませんか？「これから何をすればいいんだろう」と。今こそ、自分の殻を破るいいチャンスです。平均寿命が

伸び、老後を単に「余生」として過ごす時代は終わりました。趣味でも勉強でも仕事でも、何か好奇心をもって取り組みましょう。生きがいづくりは豊かな時間をつくると同時に、老化の予防にもなります。

高齢者の 施設利用料減免について

65歳以上の方に対して、施設の利用料減免を行い、高齢者の社会参加の促進を図っています。

窓口で年齢が確認できる公的証明書（介護保険被保険者証、運転免許証など）を提示してください。

★詳しくは各施設にお問い合わせください。

★利用料の減免がある施設については

➡ P52、P53参照

高齢者いきいき活動 ポイント事業

高齢者の社会参加を促進するため、65歳以上の方（重度障害者福祉タクシー利用助成を選択していない方に限ります。）が行う健康づくりのための活動やボランティア活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、奨励金を支給します。

所得制限はありません。

障害者・要介護者の方は手帳の交付申出が必要です。交付申出をされる場合は、下記コールセンターにご連絡ください。

★詳しくは広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンターへ

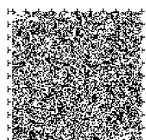
電話番号：082-512-0290

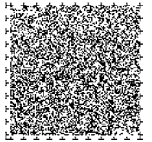
受付時間：午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日、年末年始、8月6日は休みです）

お電話でのお問合せが難しい場合は

健康福祉局高齢福祉課（FAX504-2136）へ





要支援・要介護高齢者 外出支援交通費助成制度

要支援・要介護認定のある65歳以上の方を対象に、外出機会の創出を支援するために、タクシーチケット等の交通費の助成を行います。所得など一定の制限があります。

★詳しくは区役所福祉課へ  P54参照
または
健康福祉局高齢福祉課(TEL504-2143)へ

障害者 公共交通機関利用助成制度

障害のある方を対象に、明るく生き生きとした生活が送れるよう、社会参加のきっかけづくりとして、市内のバス・電車など公共交通機関の利用助成を行います。所得など一定の制限があります。

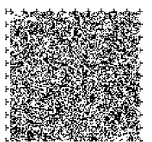
★詳しくは区役所福祉課へ  P54参照

地域の通いの場 ふれあい・いきいきサロン (集ってワイワイできる地域づくり)

地区社会福祉協議会等を中心に、ボランティアが世話人となり、身近な地域で誰でも気軽に参加できる集いの場づくりを行っています。

住民同士が定期的に顔を合わせることで、なじみの関係ができ、助け合える地域づくりにもつながります。

★詳しくは区社会福祉協議会(区事務所)
 P55参照
または広島市社会福祉協議会地域福祉推進課
地域福祉係(TEL264-6403)へ



ちょっとだけ勇気を出して… やさしく迎えてくれる会やサークルいろいろ

高齢者の
自主的な活動の場

老人クラブ



高齢者の自主的な組織として地域ごとに結成され、仲間づくりを通して高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動、子どもや高齢者の見守り活動や、明るく潤いのある地域社会づくりを進める社会奉仕活動など幅広い活動を行っています。

★詳しくは市老人クラブ連合会事務局へ
→ P56参照

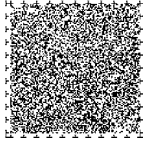
教養・福祉講座の開講や、
活発な交流活動を行っています

シニア大学



65歳以上の方を対象に、身近な社会問題を取り上げた教養・福祉講座や交流活動を実施し、ボランティアや地域リーダーの育成をめざしています。在学期間は、大学が3年間、大学院が2年間です。卒業後も校友会を中心とした自主的な活動が続けられています。

★問合せ先
広島市社会福祉協議会地域福祉推進課事業係
(TEL 264-6404) へ

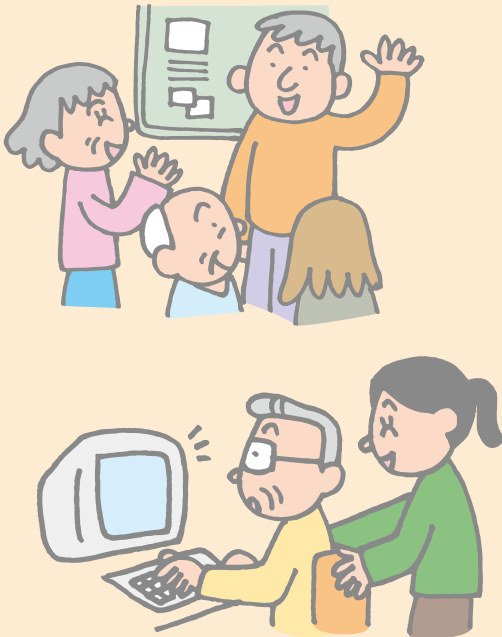


地域社会は、あなたの豊かな知識や経験を求めています

青少年から
高齢者まで集う

(公財)広島市文化財団ひと・まちネットワーク部

公民館等



青少年から高齢者まで、幅広く市民を対象とした講座や集いなどを開催しています。さまざまなグループも盛んに活動しており、参加に役立つ情報提供やボランティアに関する情報提供も行っています。

★問合せ先

お近くの公民館

合人社ウェンディひと・まちプラザ
(まちづくり市民交流プラザ)

(TEL545-3911)へ

または(公財)広島市文化財団ひと・まち
ネットワーク部管理課(TEL541-5335)へ

あなたのやさしい心と
知識や経験を社会に

ボランティアセンター



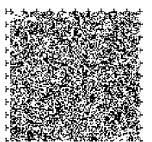
ボランティア活動に関する相談を受けたり、福祉に関する情報の提供などを行ったりしています。また、ボランティアを必要としている方とボランティア活動をしている方を結びつけたり、活動に必要な場の提供などを行ったりしています。

★問合せ先

区社会福祉協議会(区事務所)へ

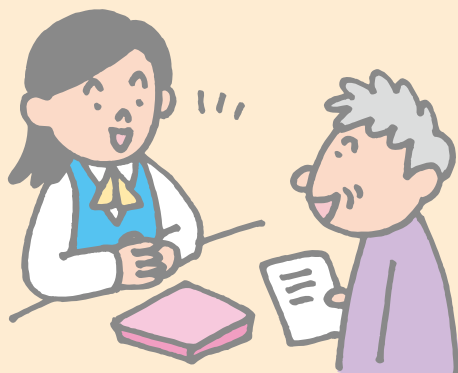
➡ P55参照

または広島市社会福祉協議会ボランティア
情報センター(TEL264-6408)へ



“シニアの社会参加”を応援します

シニア応援センター



市内在住の60歳以上の方を対象に、就労相談や職業紹介など、必要な就労支援を行います。また、ボランティア活動や生涯学習等、幅広い社会参加・社会貢献の情報を提供することにより、仲間づくりや生きがいづくりを応援します。

★問合せ先

シニア応援センター（TEL264-6415）へ

健康で働く意欲を持つ高齢者に

シルバー人材センター



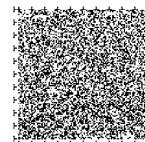
©広島県シルバー人材センター連合会

健康で働く意欲を持つ高齢者が会員となり運営する公益社団法人です。事務局が公共団体・企業・家庭などからお受けした仕事を、登録された会員に提供し、仕事の内容に応じた報酬を支払います。高齢者の「居場所」と「出番」を作り、「生涯現役社会」の実現に寄与します。

★問合せ先

シルバー人材センター（TEL223-1156）へ

➡ P56参照



ご活用ください

目的に応じたさまざまな福祉サービス

《介護保険以外のサービス》編

身体の弱い方、寝たきりの方、お年寄りを介護をしている方などのために、各種サービスを行っています。

くらしの安全を守るサービス

成年後見制度利用支援事業

①成年後見人等選任の申立て

身寄りのない高齢者が、判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産管理などを代行に行う成年後見人等の選任の申立てを市長が家庭裁判所に行います。

【対象】 次のいずれにも該当する方

- ・ 自己の財産管理や福祉サービス等の契約を行う能力が十分でない方
- ・ 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者および四親等以内の親族がいない方

【費用】 原則実費負担

②成年後見人等への報酬の支払助成

生活保護を受けている等、成年後見人等への報酬の支払が困難な方に助成します（親族が成年後見人等の場合は除きます）。

【助成額】 家庭裁判所が決定する成年後見人等への報酬額を、次の額を上限に助成します。

- ①在宅の期間：
月額2万8,000円
- ②入院、入所の期間：
月額1万8,000円

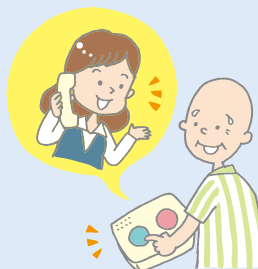
★詳しくは区役所地域支えあい課へ

➡ P54参照

緊急事態にそなえて

あんしん電話の設置

病弱なひとり暮らしの高齢者などが急病などの緊急時に、発信機のボタンを押すと、自動的に、



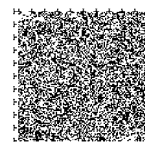
電話相談センター（※）に緊急事態を通報し、消防局への通報や、協力員、親族等への連絡を行います。協力員に連絡がとれない場合や深夜早朝は、市から委託を受けた事業者が概ね30分以内に自宅に駆け付けます。また、健康相談や困りごと相談に応じ、毎月1回電話で声掛けも行います。

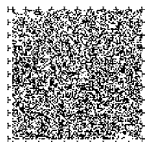
※電話相談センターは、365日24時間体制で、常時、4名以上（うち1名は看護師）の職員が、緊急通報や健康相談等に対応します。

【利用料】（固定電話型あんしん電話）

市民税課税世帯：月額1,683円
市民税非課税世帯：月額 169円
生活保護世帯等：無料
（携帯電話型あんしん電話）
市民税課税世帯：月額2,233円
市民税非課税世帯：月額 224円
生活保護世帯等：無料

★詳しくは区役所福祉課へ ➡ P54参照





昼食または夕食を配達 配食サービス

昼食または夕食を配達し、安否を確認します。市が委託した事業者の中から希望する事業者を選択することができます。

【対象】 次のいずれにも該当する方

- おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯(またはこれに準ずる世帯)に属する方
- 虚弱で調理が困難な方

【費用】 1食につき514円ほか

★詳しくは区役所福祉課 ➡ P54参照

くらしの安全に 日常生活用具 (電磁調理器等)の給付

要介護・要支援認定等を受けている方で出火への配慮が必要な世帯等に、電磁調理器(卓上)、自動消火器を給付します。

【対 象】 要介護・要支援認定等を受けている方で次に該当する方

電磁調理器(卓上)

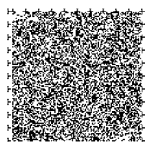
=高齢者のみの世帯で、出火への配慮が必要な世帯

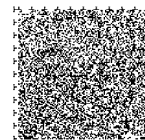
自動消火器

=寝たきり、ひとり暮らしの高齢者

【負担額】 ・生活保護世帯、市民税非課税世帯：無料
・市民税課税世帯：税額に応じて負担

★詳しくは区役所福祉課 ➡ P54参照





在宅介護を応援します

住宅改修費補助

介護保険の住宅改修費支給を補う制度で、高齢者等が居住する住宅をバリアフリー化するための費用を補助します。(着工前の申込みが必要です。)

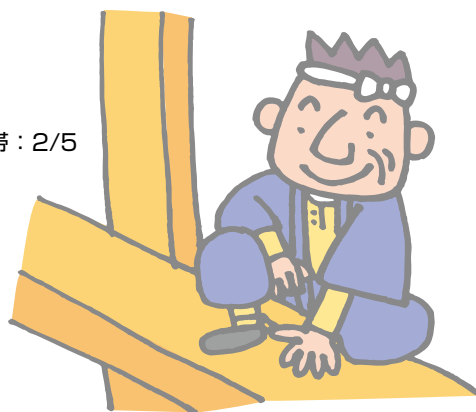
【対象】 市内在住で、①②すべてに該当する人

- ①要介護・要支援認定を受けているか、40～64歳で、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助の受給資格がある等
- ②生計中心者の申請年度（4月から6月までは前年度）の市民税所得割額が9万円以下

【補助対象額】 上限60万円

- 【補助率】 ・生活保護受給世帯等：5/5
 ・生計中心者の市民税が非課税の世帯：3/5
 ・生計中心者の市民税所得割額が9万円以下の世帯：2/5

★詳しくは区役所福祉課へ → P54参照



家族介護慰労金の支給

要介護4または5(相当を含む)で、市民税非課税世帯の高齢者等を、介護保険のサービスを受けずに1年間在宅で介護しているご家族に、慰労金を支給します。

【支給額】 10万円

★詳しくは
区役所福祉課へ
→ P54参照



高齢者在宅介護用品の支給

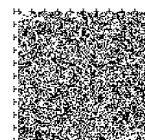
紙おむつ、尿取りパッド等を支給します。

【対象】 要介護4または5と認定された市民税非課税世帯(※)の在宅高齢者等またはその者を介護しているご家族

※令和7年3月までは生活保護世帯も対象です。

【支給内容】 紙おむつ、尿取りパッド等を1カ月当たり6,500円分の範囲内で現物支給

★詳しくは区役所福祉課へ → P54参照



「自立」を続けるために 生活指導短期宿泊事業

要介護または要支援の認定を受けていない65歳以上の方を対象に、養護老人ホーム等の空き部屋等を活用した一時的な宿泊を通して生活習慣等の指導を行います。

【費用】 1日1,130円(生活保護世帯等は1日300円)

★詳しくは区役所地域支えあい課

→ P54参照



在宅生活継続支援事業

在宅介護に関する指導・助言や集いの場の提供などを行い、在宅介護を続けるための手助けをします。

【対象】

市内在住の在宅で生活する65歳以上の方を世話する家族など

【実施場所】

8ヶ所の特別養護老人ホーム

区名	施設名	TEL
中	悠悠タウン江波	296-4880
東	ふくだの里	899-5088
南	ひうな荘	256-1001
西	三滝苑	237-8811
安佐南	IGLナーシングホームシャレー	0120-658-529
安佐北	なごみの郷	841-1335
安芸	くにくさ苑	856-0222
佐伯	鈴が峰	943-8888

★詳しくは、上記各施設へ

被爆者の方が利用できるサービス

原爆養護ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）

介護している家族が疾病等によって一時的に介護を行うことが困難な場合などに原爆養護ホームに短期間入所し、日常生活上の世話を受けることができます。

【費用】

一般養護の方 一日当たり780円

特別養護の方 一日当たり300円～2,360円（所得状況に応じて費用が異なります。）

★詳しくは区役所地域支えあい課へ → P54参照

原爆養護ホームにおける日帰り介護（デイサービス）

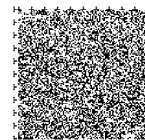
日常生活を営むことに支障がある場合などに、通所による機能訓練や入浴、給食などのサービスを受けることができます。

※「舟入むつみ園」でのデイサービスは、耐震改修工事の期間中（令和5年度から令和6年度にかけて工事を実施）、「神田山荘」内で実施しています。

【費用】

1回につき660円（サービス内容により、別途材料費等負担の場合あり）

★申込、問合せは舟入むつみ園へ → P46参照



お年寄りのためのサービスが 行き届いた生活の場

家庭環境や経済的理由で利用 養護老人ホーム



家庭環境や経済的理由などにより在宅で養護を受けることが困難な高齢者が入所し、養護等の援助を受ける施設です。

【援助の内容】生活指導を行うとともに、機能回復や機能の減退を防ぐための訓練なども行っています。また、毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。

- ★市内の養護老人ホームについては [→ P45参照](#)
- ★詳しくは区役所地域支えあい課へ [→ P54参照](#)

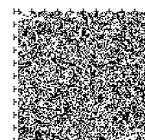
被爆者健康手帳を持っている方が利用 原爆養護ホーム



被爆者健康手帳を持っている方で、在宅で養護・介護を受けることが困難な方が入所し、養護・介護を受ける施設です。

【養護内容】生活指導その他日常生活の世話をを行うとともに、機能の回復または機能の減退を防ぐための訓練なども行っています。また、毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。

- ★市内の原爆養護ホームについては [→ P46参照](#)
- ★詳しくは区役所地域支えあい課へ [→ P54参照](#)



軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などにより在宅では生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用できる施設です。

【利用対象】

- 身体機能の低下等により独立した生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な、原則60歳以上の方

【サービス内容】

- 食事の提供、入浴、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与などを行います。
- 特定施設入居者生活介護施設の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)では、施設から介護保険の対象となる介護サービスを受けることができます。

【利用料】

入所者の収入に応じて利用料を負担していただきます。施設ごとに定められていますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

【手続き】それぞれの施設

★市内の軽費老人ホームについては

→ P46参照

低料金で生活の場を提供 生活支援ハウス

(高齢者生活福祉センター)

在宅での生活が不安な高齢者に、低料金で生活の場を提供する施設です。

【利用対象】

市内に居住する60歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する方
- ②家族による援助を受けることが困難な方

【サービス内容】

住居を提供し、各種相談、助言、緊急時の対応や、利用者が介護保険サービスなど各種保健福祉サービスを必要とする際の利用手続の援助等を行います。

施設名	所在地	TEL
山まゆ	安佐北区大林町162-2	818-6011

★詳しくは区役所地域支えあい課へ

→ P54参照

日常生活上必要なサービスを提供 有料老人ホーム

高齢者が入居して、入浴や排せつ・食事の介護、食事の提供などの日常生活上必要なサービスを受ける施設のうち、老人福祉法上の老人福祉施設等でないものです。

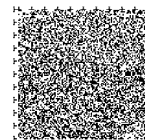
【利用対象・利用料】

それぞれの施設ごとに定められています。手続きもそれぞれの施設へ。

★市内の有料老人ホームについては

→ P47参照





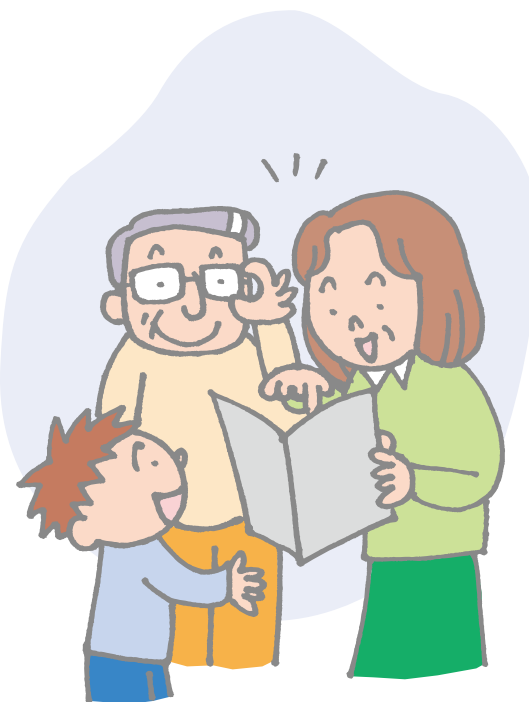
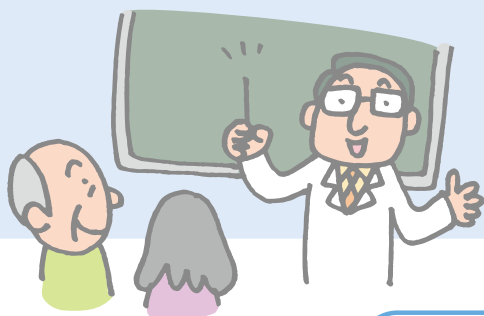
介護について学びましょう

家族介護教室の開催

高齢者を介護している家族などを対象に、介護の方法や介護者の健康づくりなどについて学ぶ教室を開催しています。また、介護する家族の相互交流とリフレッシュを図るための交流会を催します。

【費用】 介護教室：無料（教材費が必要な場合があります。）
交流会：1,000円

★詳しくは区役所地域支えあい課へ
→ P54参照



ご存じですか？ 税 の 軽 減

ご本人または扶養親族の方が下記に当てはまる場合は、申告などにより所得税や市・県民税の控除の対象となります。

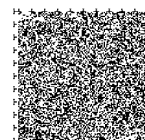
65歳以上の寝たきりや認知症などの方

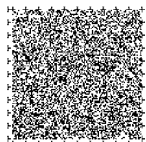
65歳以上の寝たきりや認知症などの方で、福祉事務所長から障害者控除対象者として認定された方は、身体障害者手帳等をお持ちでなくても障害者控除の対象となります。障害者控除対象者の認定に当たって、要介護（支援）認定の際の調査結果を用いた場合、医師の診断書等は不要です。

寝たきりの高齢者などのおむつ代を支払った方

寝たきりの高齢者などのおむつ代は、医師発行のおむつ使用証明書があれば医療費控除の対象となります。前年の申告でおむつ代の医療費控除を受けた方で、介護保険の認定を受けているなど、一定の要件を満たした場合は、区役所福祉課で発行する証明書を、医師のおむつ使用証明書に代えることができます。

★詳しくは、区役所福祉課へ → P54参照





高齢者の介護を社会全体で支える

介護保険制度

《介護保険のサービス》編

本格的な超高齢社会を迎えるなか、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する方の高齢化や核家族化も進み、家族だけで介護することは難しくなっています。介護保険は、こうした介護を社会全体で支えていくための制度です。

介護保険制度のあらまし

運営主体
(保険者)
広島市

第1号被保険者

第2号被保険者

- 加入する方..... 65歳以上の方..... 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方
- サービスを..... 介護や支援が必要と認定..... 加齢が原因とされる病気（特
利用できる方..... された方（どんな病気やけがが..... 定疾病）により介護や支援が
もとで介護が必要となったかは..... 必要であると認定された方
問いません）..... （事故や特定疾病以外の病気
などが原因で介護や支援が
必要となった場合は、介護保険
の対象となりません）
- 保険料..... 所得などに応じた17段階別..... 加入されている医療保険の
の定額保険料..... 算定方法に基づいた保険料
- 保険料の納め方..... 原則として老齢基礎年金、退職..... 医療保険料として納付
年金、障害年金または遺族年金.....
からの天引き

●利用料の負担

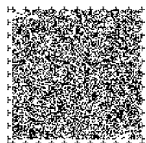
介護保険のサービスを利用した方は、居宅サービスの場合、原則としてサービス費用の1割、2割または3割を、施設サービスの場合、サービス費用の1割、2割または3割、食費、居住費、日常生活費などを負担します。

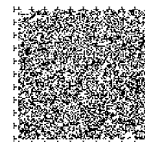
ただし、同じ世帯内の利用者が同じ月に受けたサービス費用の利用者負担の合計額（世帯合計）が高額になり上限額を超えた場合は、申請して認められると、超えた分が高額介護サービス費等として後から支給されます。

また、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）と介護保険の自己負担の1年間の合計額が上限額を超えた場合、申請によりその超えた額が高額医療合算介護サービス費等として支給されます。

このほか、低所得者の方には負担軽減の制度が、また、利用料の負担や保険料の納付が困難な方には減免制度がありますので、詳しくは区役所福祉課高齢介護係へ ➡ P54参照

(※)一定以上の所得がある第1号被保険者の利用負担割合は、その所得に応じ2割または3割です。

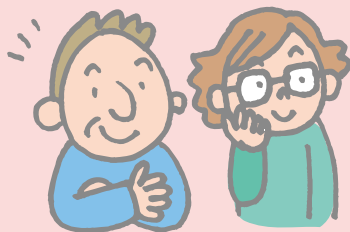




被保険者とは？

広島市内に住所のある65歳以上の方(第1号被保険者)または、医療保険に加入し、広島市内に住所のある40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)。

外国人の方(日本国籍を有しない方)で、入国当初の在留期間が3か月を超えるか、3か月以内であっても、入国目的や入国後の生活実態から3か月を超えて滞在すると認められる方を含みます。



第1号被保険者・第2号被保険者となる日

■第1号被保険者

- 広島市内に住所のある方が65歳になられた日(誕生日の前日。被保険者証は65歳に到達する月に郵送されます。)
- 65歳以上の方が広島市へ転入された日

■第2号被保険者

- 広島市内に住所があり、医療保険に加入している方が40歳になられた日(誕生日の前日)
- 広島市内に住所のある40歳以上65歳未満の方が、医療保険に加入された日
- 40歳以上65歳未満の方で、医療保険に加入されている方が広島市へ転入された日

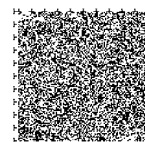
広島市外の介護保険施設等へ入所するために、その施設等に住所を変更したときは、もとの住所地の広島市が引き続き被保険者となりますので、もとの住所地の区役所福祉課高齢介護係へ届け出てください。

適用除外施設について

指定障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設に入所(入院)している方は、入所(入院)期間中は介護保険の被保険者とならない場合があります。詳しくは、住所地の区役所福祉課高齢介護係へお問い合わせください。

介護保険料などは、所得税、市・県民税の控除対象です(税の申告が必要な方)

- 介護保険料は社会保険料控除の対象です。
- 介護保険サービスの利用者負担は医療費控除の対象になる場合があります。介護保険料の通知書や介護保険料・介護保険サービスの領収書を大切に保管しておいてください。



サービスの利用手続き【サービスの利用までの流れ】

①要介護認定の申請

介護保険のサービスを利用しようとするときには、広島市（受付は区役所福祉課高齢介護係または出張所）に要介護認定の申請をします。

申請は、本人または家族のほか、指定居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援センター等が代行することができます。

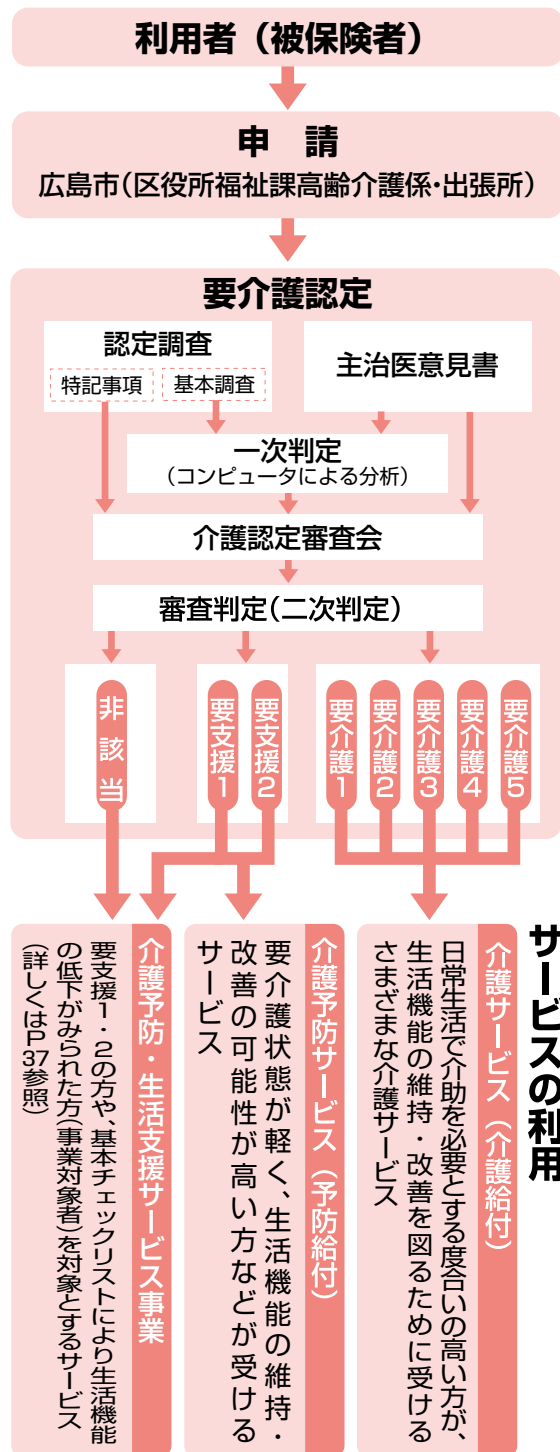
②介護認定審査会での審査判定

広島市では、申請のあった方の心身の状況に関する調査を行い、その結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会において要介護状態または要支援状態にあるかどうか、またその介護の必要の程度などを審査判定し、この結果に基づいて広島市が要介護認定を行います。

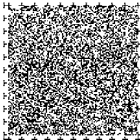
③サービスの利用

要介護認定の区分に応じてサービスが利用できます。

- 要介護1～5
介護サービス（介護給付）が利用できます。
- 要支援1、2
介護予防サービス（予防給付）、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
- 非該当
基本チェックリスト（※）により生活機能の低下がみられた方（事業対象者）は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
※ 基本チェックリストは、生活機能が低下していないかを判定するために厚生労働省が作成した25項目の調査項目です。65歳以上の方は要介護認定の申請をしなくても基本チェックリストの判定を受けられます。



サービスの利用



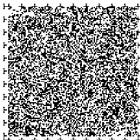
介護保険で利用できるサービス

介護が必要になったときのことを考えたら、だれもが不安になります。そんな不安を少しでも減らすために、介護保険制度を身近なものにしておいてください。「知らなかったから、使わなかった」「分からなくて使えなかった」ということがないように、どんなサービスがあり、どのように利用できるのかを知っておきましょう。



訪問サービス	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	要介護1～5の方 自宅等で、ホームヘルパーや介護福祉士による入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を受けるサービス * 要支援1、2の方や事業対象者（P32参照）は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス（P37参照）が利用できます。
訪問入浴介護※	要介護1～5の方、要支援1、2の方 自宅等で、簡易浴槽を使って入浴の介護を受けるサービス
訪問看護※	要介護1～5の方、要支援1、2の方 自宅等で、看護師や保健師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けるサービス
訪問リハビリテーション※	要介護1～5の方、要支援1、2の方 自宅等で、理学療法士や作業療法士などによる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを受けるサービス

※のサービスについては、要支援の方のサービスは、介護予防サービスとなります。



《★介護保険のお問合せは、お住まいの区の福祉課高齢介護係へ → P54参照》

通 所 サ ー ビ ス

通 所 介 護 (デイサービス)



要介護1～5の方

通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス

*要支援1、2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス（P37参照）が利用できます。

通所リハビリテーション※ (デイケア)



要介護1～5の方、要支援1、2の方

通所リハビリテーション施設に通って、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービス

*要支援1、2の方は、利用者の状況に応じて、選択的サービス【運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上】が利用できます。

※のサービスについては、要支援の方のサービスは、介護予防サービスとなります。

○選択的なサービス

介護予防通所リハビリテーションでは、要支援1、2の人に提供される選択的サービスとして、次のプログラムがあります。利用者の状態に応じて利用できます。

運動器の機能向上

理学療法士等が、ストレッチや筋力トレーニング、バランストレーニングなどの指導を行います。

栄養改善

管理栄養士が、低栄養を予防するための食事内容や調理方法、食材調達方法などの相談や情報提供を行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士等が、歯みがきや義歯の手入れ方法の指導や嚥下機能を向上させる訓練などを行います。

短 期 間 の 入 所

短期入所生活介護※ (ショートステイ)

要介護1～5の方、要支援1、2の方

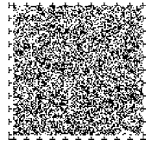
短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス

短期入所療養介護※ (ショートステイ)

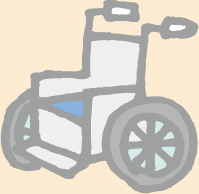
要介護1～5の方、要支援1、2の方

老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理のもとで介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けるサービス

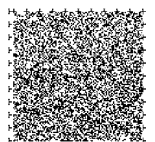
※のサービスについては、要支援の方のサービスは、介護予防サービスとなります。



その他の居宅サービス

居宅療養管理指導※	要介護1～5の方、要支援1、2の方 自宅等で、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等による療養上の管理や指導を受けるサービス
特定施設入居者生活介護※ (有料老人ホーム等における介護)	要介護1～5の方、要支援1、2の方 有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるサービス
福祉用具貸与※ 	要介護1～5の方、要支援1、2の方 自宅等で、車いす、ベッド等の福祉用具の貸与を受けるサービス * 要介護状態区分により原則として保険給付の対象にならない種目があります。 〔要支援1・2、要介護1の方〕 対象外種目：車いす（付属品を含む。）、特殊寝台（付属品を含む。）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。） 〔要支援1・2、要介護1～3の方〕 対象外種目：自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）
特定福祉用具購入費支給※	要介護1～5の方、要支援1、2の方 入浴、排せつ、歩行、移動等に使う福祉用具購入のサービス ・腰掛便座・入浴補助用具・自動排泄処理装置の交換可能部品・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器・固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖・多点杖 支給限度額：要介護度に関係なく年間10万円であり、原則償還払いです。なお、保険給付対象費用の1割、2割または3割負担分を指定事業者に支払い、9割、8割または7割は市が直接指定事業者を支払う「受領委任払い」の利用ができる場合があります。 * 指定を受けた事業者からの購入に限り、保険給付の対象となります。
住宅改修費支給※ 	要介護1～5の方、要支援1、2の方 手すりの取付けや段差の解消など、住宅改修のサービス ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 支給限度額：要介護度に関係なく、現在居住している住宅で1人につき20万円であり、原則償還払いです。なお、保険給付対象費用の1割、2割または3割負担分を施工業者に支払い、9割、8割または7割は市が直接施工業者を支払う「受領委任払い」の利用ができる場合があるので、区役所福祉課高齢介護係までお問い合わせください。 * 着工前に、区役所福祉課高齢介護係へ申請し、介護保険の給付の対象として適当であることについて、市の確認を受けていることが必要です。

※のサービスについては、要支援の方のサービスは、介護予防サービスとなります。

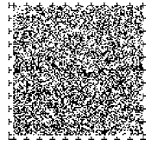


《★介護保険のお問合せは、お住まいの区の福祉課高齢介護係へ → P54参照》

地域密着型サービス	
高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏ごとにサービスの拠点をつくり支援します。 (原則、広島市の被保険者の方のみが利用できます。)	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護1～5の方 24時間安心して在宅生活がおくれるよう、定期的な巡回訪問や随時通報により、日中・夜間を通じて、訪問介護や訪問看護を受けるサービス 要支援1、2の方 利用できません
夜間対応型 訪問介護	要介護1～5の方 24時間安心して在宅生活がおくれるよう、定期的な巡回訪問や随時通報により、夜間に訪問介護を受けるサービス 要支援1、2の方 利用できません
地域密着型 通所介護	要介護1～5の方 利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス 要支援1、2の方 利用できません（P37の通所型サービスが利用できます。）
認知症対応型 通所介護 ※	要介護1～5の方、要支援1、2の方 認知症の方が通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス
小規模多機能型 居宅介護 ※	要介護1～5の方、要支援1、2の方 通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時、泊まりや訪問サービスを組み合わせて受けるサービス
認知症対応型共同生活介護 ※ (グループホーム)	要介護1～5の方、要支援2の方 認知症の方が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス * 要支援1の方は利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護3～5の方 入所定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービス 要介護1、2の方 原則利用できませんが、居宅での日常生活が著しく困難なことについてやむを得ない事情があれば、特例的に入所が認められる場合があります。 要支援1、2の方 利用できません
看護小規模多機能型 居宅介護	要介護1～5の方 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて受けるサービス 要支援1、2の方 利用できません

※のサービスについては、要支援の方のサービスは、介護予防サービスとなります。

施設サービス	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5の方 特別養護老人ホームに入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービス 要介護1、2の方 原則利用できませんが、居宅での日常生活が著しく困難なことについてやむを得ない事情があれば、特例的に入所が認められる場合があります。 要支援1、2の方 利用できません
介護老人保健施設	要介護1～5の方 介護老人保健施設に入所して、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練等の医療や日常生活上の世話を受けるサービス 要支援1、2の方 利用できません
介護医療院	要介護1～5の方 介護医療院に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や機能訓練、その他必要な医療や、日常生活上の世話を受けるサービス 要支援1、2の方 利用できません



介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます。)」は高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、介護予防と自立した日常生活を支援する事業です。

総合事業には、要支援1・2の方と事業対象者(P32参照)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

◆介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方、事業対象者が利用できるサービス

○訪問型サービス

名 称	内 容	利用者負担について(目安)
訪問介護サービス※	自宅等で、ホームヘルパーや介護福祉士による入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を受けるサービス	利用者は、かかった費用の1割、2割または3割を負担します。(例：1割負担の方が週1回程度利用した場合 1,259円/月)
生活援助特化型訪問サービス※	自宅等で、ホームヘルパーや一定の基準の研修を受けた生活援助員等による調理、洗濯、掃除等の生活援助を受けるサービス	利用者は、かかった費用の1割、2割または3割を負担します。(例：1割負担の方が週1回程度利用した場合 1,060円/月)
住民主体型生活支援訪問サービス	自宅等で、地域団体等のボランティアによる簡易な生活支援(ごみ出しや、草むしりなど)を受けるサービス	利用者は、各実施団体が定めた利用料を負担します。
短期集中予防支援訪問サービス	自宅等で、リハビリ専門職や管理栄養士による自立に向けた相談・支援を受けるサービス(利用時間30分または60分、利用期間3か月)	利用者は、かかった費用の1割を負担します。(例：1回60分当たり、リハビリ専門職の場合1,160円、管理栄養士の場合1,140円)

○通所型サービス

名 称	内 容	利用者負担について(目安)
1日型デイサービス※	通所介護施設(デイサービスセンター)に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス	利用者は、かかった費用の1割、2割または3割を負担します。(例：1割負担の要支援1の方の場合 1,879円/月)
短時間型デイサービス※	通所介護施設(デイサービスセンター)に通って、運動を中心とした機能訓練等を受けるサービス(利用時間2時間以上3時間未満、利用期間原則3～12か月)	利用者は、かかった費用の1割、2割または3割を負担します。(例：1割負担の要支援1の方の場合 1,621円/月)
短期集中運動型デイサービス	通所介護施設(デイサービスセンター)等に通って、運動器の機能向上プログラムを受けるサービス(利用時間1～2時間、利用期間3か月)	利用者は、かかった費用の1割を負担します。(1回当たり、500円)*口腔ケアサービスは1回当たり80円、送迎サービスは片道1回当たり50円が別途必要です。
短期集中通所口腔ケアサービス	歯科医院に通って、歯科医師や歯科衛生士による口腔機能向上プログラムを受けるサービス(最大7回、利用時間15分以上)	利用者は、かかった費用の1割を負担します。(1回当たり、250円)

※のサービスは支給限度額の適用があるサービスです。

◆一般介護予防事業

○65歳以上のすべての方が利用できる通いの場

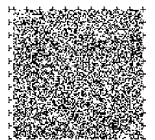
①地域介護予防拠点	②地域高齢者交流サロン	③認知症カフェ
住民運営の運動を中心とした介護予防の拠点となる通いの場。(週1回)	地域団体が実施する「ふれあい・いきいきサロン」などの通いの場。(月1回以上)	認知症の人と家族、専門職、地域住民等が気軽に集い、相談や交流ができる場。(月1回以上)

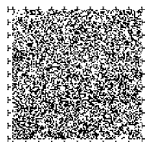
※広島市は①～③の活動の立ち上げや活動の活性化を支援します。

○高齢者いきいき活動ポイント事業

広島市内在住の高齢者(9月1日現在で65歳以上の方)が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動(いきいき活動)を奨励するためのもので、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金(1ポイント=100円)を支給する事業です。
※上限は100ポイント(要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成者は要支援者が75ポイント、要介護者が50ポイント、障害者公共交通機関利用助成者は40ポイントです。)

お問合せは、お住まいの区の地域支えあい課、福祉課窓口へ → P54参照





あなたのすぐそばに相談相手があります

心配ごと・悩みごとの相談窓口

《心配ごと・悩みごと相談》編

あなたの悩みは、私たちの悩み

どんなささいなことでもいいのです。まず第一にあなたの悩みごと、心配ごとをご家族の方や近所の民生委員、区役所地域支えあい課や福祉課などにご相談ください。すべてはここから始まるのです。自分ひとりの心の中にしまっておいては、何も解決できません。あなたは、これまでたくさんの人を支えてこられました。今度はあなたが支えられる番なのです。もし、悩みごとや心配ごとがあるな

ら、私たちにお手伝いさせてください。人は支え合い、助け合ってこそ生きていけるのですから。



あなたを支える福祉の相談室いろいろ

“おとなり”感覚で相談相手に 民生委員

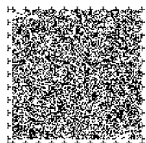
民生委員の役割はその地域に住む住民の一人として、また良き隣人として地域住民の福祉向上に努めることです。高齢者はもちろん、身体の不自由な方、児童、母子・父子家庭などの悩みごとや心配ごとの相談に応じたり、福祉関係機関への橋渡しをしています。民生委員には、法律による守秘義務が課せられていますので、常にプライバシーは守られています。

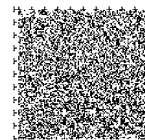
★民生委員についてのお問合せは、
区役所地域支えあい課へ ➡ P54参照
または健康福祉局地域共生社会推進課
(TEL504-2137)へ

成年後見制度の相談窓口 広島市成年後見利用促進 センター

認知症などにより判断能力が十分でなく、財産管理ができない方などを支えるため、広島市社会福祉協議会に「広島市成年後見利用促進センター」を設置し、成年後見制度に関する相談や成年後見人などの選任の申立てに関するアドバイスなどを行います。

★問合せ先
広島市成年後見利用促進センター
(広島市社会福祉協議会内)
(TEL207-3367) へ





「地域の総合相談窓口」 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、地域で暮らす高齢の皆さんの生活を総合的に支える「地域の総合相談窓口」です。

地域包括支援センターでは、生活機能に関する基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられる方や、「要支援1・2」と認定された方に、介護予防のためのケアプランをつくり、介護予防につながるサービスの利用に向けた支援を行います。

また、高齢者の権利や財産に関する相談対応や地域住民による「介護予防の拠点づくり」の支援を行うほか、「見守り活動」への支援や認知症の人と家族等にやさしい地域づくりなど、高齢の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療機関や介護サービス事業所、地域団体などとのネットワークづくりを行います。

★詳しくは地域包括支援センターへ ➡ P56、57参照

福祉のまちづくりを進める 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民による福祉活動を応援するために設立された、住民が主体となった民間団体で、地域に住む人たちがお互いに支え合う“福祉のまちづくり”を進めています。

広島市には、広島市全域を対象とする広島市社会福祉協議会のほか、各区単位に区社会福祉協議会（区事務所）、おおむね小学校区単位に地区社会福祉協議会が組織され、民間の立場から地域に根ざした福祉（地域福祉）活動を幅広く展開するなかで、さまざまな相談に対応しています。

★詳しくは市・区社会福祉協議会（区事務所）へ ➡ P55参照

福祉サービス利用援助事業「かけはし」・ 成年後見事業「こうけん」

各種福祉サービスの利用や日常の金銭管理に支援が必要な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方についての相談や、成年後見制度についての相談に応じます。

【相談先】福祉サービス利用援助事業は各区社会福祉協議会（各区事務所）

成年後見事業は広島市社会福祉協議会権利擁護課成年後見係

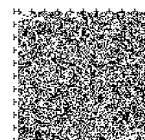
【実施主体】広島市社会福祉協議会

★問合せ先

区社会福祉協議会（区事務所）へ ➡ P55参照

広島市社会福祉協議会権利擁護課成年後見係

（TEL236-7120）へ



精神保健福祉の相談窓口 広島市精神保健福祉センター

思春期の問題、ひきこもり、対人関係の問題、アルコール・薬物・ギャンブル依存の問題、精神的な病気や災害等による心の相談、自死遺族等の心の痛みなどに関する相談を電話や面接で行っています。診療が必要な場合は、保険診療が適用されます。

相談内容については、秘密を厳守します。

たとえば

- ・家にひきこもってしまい、何もする気がおきない
- ・物とられ妄想や幻覚など異常な言動がみられる
- ・大切な人を失い、どうしていいかわからない など

【電話相談】 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始、8月6日は休みです）

電話番号 082-245-7731

【面接相談】 予約制（無料）です。まず、電話で相談し、予約をしてください。

心配ごと相談所

日常生活上の悩みごとや心配ごとの相談に応じています。

★相談日・相談場所など

詳しくは区社会福祉協議会(区事務所)へ

➡ P55参照

くらしサポートセンター

生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により経済的な面で生活に困っている方からの相談に応じ、就労や住まい、家計再生など一人一人の状況に応じた支援を組み合わせることで、生活の安定と自立に向けたお手伝いをします。

たとえば

- ・家賃が払えなくてアパートから退去を求められそう
- ・借金があって生活が苦しい
- ・収入が不安定で生活費が足りない
- ・ひきこもりなど、心配な家族がいる など

★くらしサポートセンターに

相談してください。 ➡ P55参照

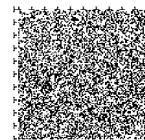
広島市自殺(自死)対策推進センター

専門相談員が自殺(自死)に関する電話相談に応じています。

電話番号：082-245-9673

受付時間：午前9時～午後4時

（祝・休日、年末年始、8月6日は休みです）



広島県警察本部内の相談電話

近年、高齢者を対象とした特殊詐欺被害が多く発生しています。

広島県警察では、高齢者にふりかかる各種犯罪や事故の防止、防犯問題などの困りごとに関して相談に応じています。★広島県警察にご相談ください。➡ P56参照



救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域

急な「病気」や「けが」をして、救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診すべきか、様子を見てもよいかなどの判断に迷った時に、看護師などが症状を聞いて、救急車の要請や医療機関への受診・応急手当などの相談に応じています。

たとえば

- 救急車を呼んだ方がいいの？
- どの病院に行けばいいの？
- 応急手当の方法は？ など

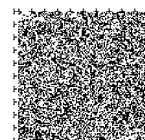
【電話番号】：＃7119 又は 082-246-2000

【受付時間】：24 時間 365 日

【相談料】：無料（通話料はかかります）

対応できない相談

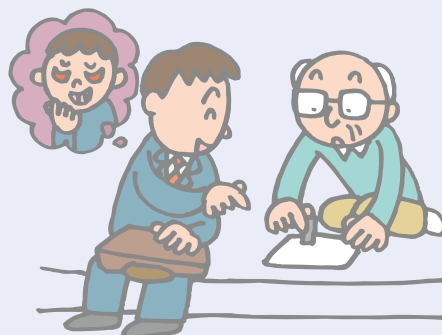
- 健康相談に関すること
- 現在かかっている病気の治療方針に関すること
- 医薬品に関すること など



悪質商法の見張り番 広島市消費生活センター

私は大丈夫と想着いても要注意！

一人住まいや留守番をしている高齢者を狙って、
あの手この手で商品を買わせようとする悪質商法が増えています。「セールスマン
のやさしい言葉を信じ、不必要なものを買ってしまった」「点検業者にせかされる
まま、高額な契約を結んでしまった」……
このような経験はありませんか。
私は大丈夫と想着ている人も油断大敵です。



うっかり引っ掛かったら すぐ解約（クーリング・オフ）を

訪問販売や電話勧誘販売で契約したとき
は、契約書面を受け取った日を含め8日以
内であれば、無条件で解約（クーリング・
オフ）ができます。

解約（クーリング・オフ）通知の出し方

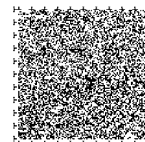
クーリング・オフは書面や電磁的記録で行いま
す。書面の場合は「特定記録郵便」または「簡易
書留」で送ってください。送る前は書面のコピー
やスクリーンショットで記録を残しましょう。ま
た、クレジット契約のときは、クレジット会社にも
同様に通知しましょう。

★詳しくは広島市消費生活センターにご相談ください。

➡ TEL225-3300 もしくは
消費者ホットライン ^い188^やへ

悪質商法に 引っ掛からないための6か条

- その1 簡単にドアを開けず
まず確かめる「名前と目的」
- その2 出た電話
不審な相手ならすぐ切って
- その3 うますぎるもうけ話は
信用しない
- その4 いらないときは、はっきり言おう
「いりません」
- その5 一人で決めずに
家族・知人にまず相談
- その6 簡単に、書くな名前、押すな印鑑、
じっくり読もう契約書
※借金問題でお困りの方もお相談ください。



保健・福祉サービスの充実をはかる

区役所厚生部

(福祉事務所・保健センター)

どんなことでもご相談ください

広島市では、保健サービスと福祉サービスの個々の充実はもちろん、それぞれのサービスをさらに適切に組み合わせて提供し、保健・福祉の連携を強化していくため、保健センターと福祉事務所を統合した「厚生部」を区役所に設置しています。生活に困っている方、障害のある方、高齢者、被爆者、ひとり親家庭の方など、さまざまな心配ごとのある方たちの相談を受け、必要に応じた援助などを地域支えあい課・福祉課・生活課の3課体制で行っています。

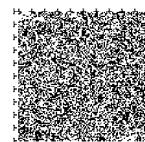
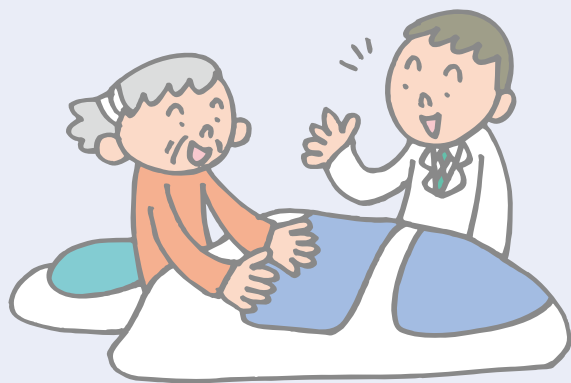


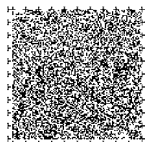
高齢者の福祉については、後期高齢者医療制度、あんしん電話の設置などの手続きを行っています。また、要介護認定、介護保険料などの介護保険に関することや、養護老人ホームへの入所などの相談に応じています。

また、すべての区の地域支えあい課に「保健・医療・福祉総合相談窓口」を設置し、適切なサービスにつながるよう相談を受けています。

保健センターには、医師、保健師、管理栄養士、看護師などの専門の職員がおり、健康診査やがん検診のほか、生活習慣病や寝たきりを予防するための健康教室・相談など、健康を守るために幅広い事業を実施しています。また、保健師等が家庭を訪問し、心身機能の低下防止や健康の保持増進についての相談・指導を行っています。

★詳しくは区役所厚生部へ → P54参照





区役所厚生部

(福祉事務所・保健センター)

地域支えあい課

成人・高齢者の健康増進、療養の相談、健康診査、被爆者の相談、保健・医療・福祉総合相談窓口、母子保健相談、子育て支援、難病相談、精神保健福祉相談 など

福祉課

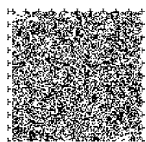
高齢者の福祉制度、後期高齢者医療制度の受付、介護保険に関する相談、児童・ひとり親家庭などの福祉相談、心身障害者の福祉相談、自立支援医療の受付 など

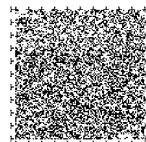
生活課

生活保護の相談、献血の推進 など

窓口のご案内

相 談 の 内 容		担 当 課
健康相談、健康診査	生活習慣病などの健康相談、歯科相談、栄養相談、健康教室、エイズの検査・相談、結核などの感染症の相談、特定健康診査、がん検診、予防接種 など	地域支えあい課
被爆者の相談	健康・生活相談、原爆養護ホームの入所相談 など	
高齢者の医療・福祉の相談	介護予防、老人ホームの入所相談、高齢者虐待防止相談、成年後見制度利用支援 など 後期高齢者医療制度、あんしん電話の設置、配食サービス、日常生活用具の給付、住宅改修費補助 など	
介護保険に関する相談	介護保険の要介護認定の申請手続き など	福 祉 課
心身に障害のある人の福祉相談	身体障害者手帳・療育手帳の交付、重度心身障害者医療補助、障害福祉サービス、手当 など	
精神保健福祉に関する手続	自立支援医療費制度（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の交付、障害福祉サービス など	
暮らしに困っている人の相談	生活保護 など	生 活 課





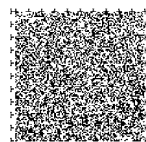
1 福祉施設など

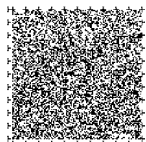
養護老人ホーム

施設名	所在地	電話番号
寿老園	東区山根町38-23	(082)263-3841
広島平和養老館	南区似島町東大谷3073-5	(082)259-2709
千歳園	西区山田新町2丁目7-2	(082)272-5181
上安慈光園	安佐南区上安2丁目20-33	(082)878-8600
可部南静養園	安佐北区可部南2丁目19-33	(082)812-2411
三篠園	安佐北区白木町井原1244	(082)828-3330
瀬野川ホーム	安芸区中野東2丁目34-1	(082)893-1888
楽々園kisui	佐伯区楽々園5丁目15-22	(082)922-2555

特別養護老人ホーム

施設名	所在地	電話番号
悠悠タウン江波	中区江波西2丁目14-8	(082)296-4880
おりーぶえん	中区吉島東2丁目17-5	(082)245-8880
寿老園	東区山根町38-23	(082)263-3841
地域密着型特別養護老人ホーム寿老園	東区山根町38-23	(082)263-3841
神田山長生園	東区牛田新町1丁目18-1	(082)228-9231
第二光明	東区牛田本町6丁目1-1	(082)207-4611
温品荘	東区温品7丁目12-35	(082)280-2277
蓬萊園	東区東山町1-9	(082)264-0808
ふくだの里	東区福田5丁目1165-3	(082)899-5088
虹の里	東区馬木2丁目1398-1	(082)508-5551
虹の里第2	東区馬木3丁目26-2-4	(082)516-5225
へさか福寿苑	東区戸坂大上1丁目5-1-8	(082)220-2110
サンヒルズ広島	東区中山上1丁目24-1	(082)289-8688
あけぼの寿老園	東区曙1丁目1-28	(082)568-6541
広島和光園	南区宇品東3丁目6-26	(082)252-8070
光清苑	南区出汐2丁目3-46	(082)505-0250
ひうな荘	南区日宇那町30-1	(082)256-1001
輝き	南区北大河町39-1	(082)285-6005
広島平和養老館	南区似島町東大谷3073-5	(082)259-2709
サンシャイン南蟹屋	南区南蟹屋1丁目8-12	(082)508-1321
広島八景園	南区仁保1丁目1-20	(082)581-8882
でじま・くにくさ	南区出島1丁目18-17	(082)256-9293
IGLナーシングホーム信愛の郷	南区本浦町8-39	(082)510-3365
千歳園	西区山田新町2丁目7-2	(082)272-5181
くすの木苑	西区福島町2丁目33-30	(082)291-2734
第二いこいの園	西区己斐上5丁目847-1	(082)271-6060
三滝苑	西区三滝本町2丁目1-1-27	(082)237-8811
リバーサイド中広	西区中広町2丁目15-15	(082)235-0788
地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド中広	西区中広町2丁目15-15	(082)235-0788
第三いこいの園	西区己斐上6丁目939-1	(082)275-0066
ともの家	西区鈴が峰町41-18	(082)270-0145
こころ楠木	西区楠木町4丁目16-6	(082)237-1055
慈光園	安佐南区高取北1丁目17-41	(082)878-8005
高取慈光園	安佐南区高取北1丁目17-41	(082)878-8005
友愛園	安佐南区伴東2丁目30-11	(082)848-2626
和楽荘	安佐南区伴西5丁目1432-1	(082)848-5000
菜の華	安佐南区西原1丁目18-5	(082)850-0023





特別養護老人ホームのつづき

施設名	所在地	電話番号
川内の里	安佐南区川内1丁目21-29	(082)831-1124
春日野園	安佐南区山本新町2丁目18-9-14	(082)832-4165
やすらぎの里広域公園	安佐南区大塚西4丁目2-20	(082)848-3600
新都西風苑	安佐南区大塚東3丁目3-9	(082)811-8185
IGLナーシングホームシャレー	安佐南区上安6丁目31-2	(082)830-3321
和	安佐南区山本新町4丁目3-11	(082)850-1008
ユニット型三篠園	安佐北区白木町井原1244	(082)828-3330
高陽荘	安佐北区深川8丁目36-7	(082)842-2266
第二高陽荘	安佐北区深川8丁目36-7	(082)841-0311
従来型リアライヴ高陽	安佐北区真亀1丁目1-8	(082)843-3223
リアライヴ高陽		
ナーシングホームゆうゆう	安佐北区安佐町後山12415-5	(082)838-3333
第二ナーシングホームゆうゆう	安佐北区安佐町後山12415-1	(082)838-3334
谷和の里	安佐北区可部町綾ヶ谷2175	(082)812-2111
可部南静養園アシステ	安佐北区可部南2丁目19-33	(082)812-2411
可部南静養園カルム	安佐北区可部南2丁目19-33	(082)562-2503
くちた園	安佐北区口田南1丁目9-8	(082)516-4165
みくに	安佐北区安佐町大字久地3240-65	(082)837-0767
なごみの郷	安佐北区落合南町196-1	(082)841-1331
山まゆ	安佐北区大林町162-2	(082)818-6011
山まゆ2号館（ユニット型）		
亀山の里	安佐北区亀山9丁目10-25	(082)819-3355
こころ	安佐北区安佐町鈴張2688	(082)554-8600
白木ツジマチ	安佐北区白木町小越218-2	(082)828-1305
白木の郷	安佐北区白木町小越10230	(082)828-0123
瀬野川ホーム	安芸区中野東2丁目34-1	(082)893-1888
くにくさ苑	安芸区阿戸町418-1	(082)856-0222
あきなかの	安芸区中野3丁目9-5	(082)893-3360
矢野	安芸区矢野西3丁目1-11	(082)554-8950
陽光の家	佐伯区三宅6丁目105	(082)921-8211
やすらぎの里	佐伯区五月が丘4丁目15-6	(082)941-2900
石内慈光園	佐伯区五日市町石内6405-1	(082)926-0066
鈴が峰	佐伯区五日市町皆賀104-27	(082)943-8888
五日市あかり園	佐伯区五日市町下河内591-1	(082)926-1101
五日市あかり園（ユニット型）		
湯来保養園	佐伯区湯来町白砂82-4	(0829)86-2714
こころ三清荘	佐伯区石内北1丁目1-11	(082)962-9880
いつかいち福寿苑	佐伯区坪井1丁目31-7	(082)943-2110
楽々園kisui（ユニット型）	佐伯区楽々園5丁目15-22	(082)922-2555
楽々園kisui（従来型）		
令和の郷	佐伯区湯来町大字白砂字櫛市場151	(0829)40-5553

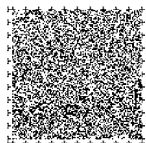
原爆養護ホーム

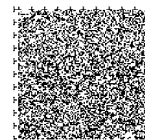
施設名	所在地	電話番号
舟入むつみ園（倉掛のぞみ園内）※	安佐北区倉掛3丁目50-1	(082)847-5592
神田山やすらぎ園	東区牛田新町1丁目18-2	(082)223-1390
倉掛のぞみ園	安佐北区倉掛3丁目50-1	(082)845-5025
矢野おりづる園	安芸区矢野東2丁目4-25	(082)822-1228

※「舟入むつみ園」は、耐震改修工事の期間中（令和5年度から令和6年度にかけて工事を実施）、「倉掛のぞみ園」内にて養護を実施しています。

軽費老人ホーム

種別	施設名	所在地	電話番号
A型	いこいの園	西区己斐上5丁目930-1	(082)271-4029





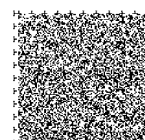
軽費老人ホームのつづき

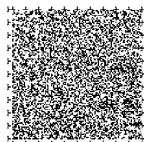
種別	施設名	所在地	電話番号
ケアハウス	ラボーレ東千田	中区東千田町1丁目1-48	(082)240-8818
	※東山	東区東山町1-9	(082)264-6888
	ラボーレひろしま	東区福田1丁目753	(082)899-0888
	ふれ愛	安佐南区上安6丁目31-1	(082)830-3334
	なごみの郷	安佐北区落合南町196-1	(082)841-1331
	※かんべ村	安佐北区可部7丁目13-15-1-7	(082)812-3588
	安芸中野	安芸区中野3丁目9-5	(082)893-3360
	鈴が峰	佐伯区五日市町皆賀104-27	(082)943-8888
	※五日市グリーンヒルホーム	佐伯区五日市町下河内591-1	(082)926-1101

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設

有料老人ホーム

種別	施設名	所在地	電話番号
介護付	SOMPOケアラヴィーレ平和公園	中区大手町3丁目11-20	(082)544-4830
	有料老人ホーム広島萬象園	中区羽衣町1-26	(082)246-3260
	ほほえみ有料老人ホームエクセレント(介護付)	中区西平塚町4-15	(082)541-2525
	ソレイユ南竹屋	中区南竹屋町5-8	(082)244-4116
	SOMPOケアラヴィーレ舟入	中区舟入南4丁目1-3	(082)297-6541
	ベストライフ広島中区	中区吉島西1丁目20-7	(082)546-2800
	介護付有料老人ホームハビリス・シムラ	中区舟入町3-9	(082)503-5707
	ほほえみ有料老人ホームエクセレント(介護付)リハビリ棟	中区西平塚町7-3	(082)541-2525
	SOMPOケアラヴィーレ広島光が丘	東区光が丘2-40	(082)506-1165
	あいらの杜広島戸坂	東区戸坂大上3丁目2-22	(082)229-7545
	介護付有料老人ホームメイプル馬木	東区馬木7丁目1994-1	(082)899-5858
	介護付有料老人ホームあかしあ大河	南区南大河町12-1	(082)250-3230
	介護付有料老人ホームせせらぎ	南区丹那町10-19	(082)250-3750
	広島八景園	南区仁保1丁目1-20	(082)581-8884
	でじま・くにくさ	南区出島1丁目18-17	(082)251-5350
	サザンリーフ宇品海岸	南区宇品海岸1丁目12-43	(082)250-7255
	アルファリビング広島段原	南区段原日出2丁目7-5	(082)890-3055
	哲学堂古江	西区古江西町21-1-26	(082)271-8811
	介護付有料老人ホームほのぼの苑己斐	西区己斐上3丁目42-22	(082)527-2800
	ニチケアセンター広島西特定施設入居者生活介護	西区大宮1丁目15-5	(082)238-5009
	ベストライフ広島	西区井口明神1丁目14-21	(082)270-2360
	西広島あかり苑	西区田方2丁目16-45	(082)271-6511
	介護付有料老人ホームふじの家観音	西区南観音8丁目11-29	(082)295-5608
	アルファリビング広島中広	西区中広町2丁目1-7	(082)503-3455
	介護付有料老人ホームプレザンメゾン西広島	西区小河南町2丁目13-19	(082)297-6621
	あいらの杜広島南観音	西区南観音5丁目6-32	(082)231-5899
	介護付有料老人ホームほのぼの苑西原	安佐南区西原6丁目14-10	(082)850-1201
	介護付有料老人ホームヴィーヴル祇園	安佐南区祇園4丁目8-7	(082)874-2227
	メリィハウス西風新都	安佐南区大塚西3丁目2-9	(082)849-2750
	介護付有料老人ホームふじの家川内	安佐南区川内1丁目15-24	(082)831-8908
	ドエル祇園	安佐南区祇園2丁目5-18	(082)832-2828
	緑井ガーデンハウス	安佐南区緑井6丁目28-1	(082)831-2020
	ケアホーム古の市	安佐南区古市3丁目5-2	(082)879-6593
	サニーコート広島	安佐北区亀崎4丁目6-5	(082)843-0082
	ケアホームディア・レスト可部	安佐北区亀山1丁目17-16	(082)819-3800
	介護付有料老人ホームおだやかな園	安佐北区小河原町1130-21	(082)840-1122
	ケアホーム・ソフィア	安佐北区三入6丁目1-2	(082)810-5208
	ほほえみ有料老人ホーム矢野(介護付)	安芸区矢野西7丁目24-13	(082)889-6078
	ジョイフル・ファミリー観音台	佐伯区観音台3丁目5-1	(082)943-6303
	ドリームウェル	佐伯区五日市7丁目8-41	(082)943-1165
	グランホームあさひ	佐伯区旭園9-31	(082)943-7773



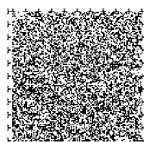


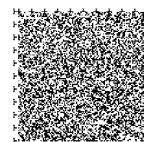
有料老人ホームのつづき

種別	施設名	所在地	電話番号
住宅型	ほほえみ有料老人ホームエクセレント(住宅型)	中区西平塚町4-15	(082)541-2525
	アルファリビング広島吉島通り	中区光南1丁目2-23	(082)236-7628
	ライフパートナー戸坂	東区戸坂くるめ木1丁目1-48	(082)229-3510
	高齢者専用賃貸住宅うした	東区牛田本町3丁目6-4	(082)222-2450
	ほほえみ有料老人ホームみゆき(住宅型)	南区宇品御幸1丁目15-7	(082)254-0067
	百楽の郷	南区青崎2丁目16-15	(082)285-2787
	ありらん	西区福島町2丁目4-9	(082)234-1112
	ワンズハウス	西区己斐中1丁目3-18-3	(082)272-7722
	多機能総合ケアセンターみつばち	西区庚午北4丁目6-25	(082)533-8200
	ひろき苑高齢者住宅広島西	西区山田新町1丁目23-22	(082)507-7800
	アヴィラージュ広島長束	安佐南区長束6丁目1-10	(082)962-2136
	ファミーユ祇園	安佐南区祇園2丁目5-15	(082)846-0088
	住宅型有料老人ホームメリィハウス西風新都	安佐南区大塚西3丁目2-9	(082)849-2750
	ライフパートナー伴東	安佐南区伴東1丁目4-8	(082)848-8600
	住宅型有料老人ホームゆえん祇園	安佐南区長束6丁目10-8	(082)225-7620
	住宅型有料老人ホームくらしさ春日野	安佐南区山本新町5丁目44-1	(082)874-2266
	ハウスあい	安佐北区安佐町飯室1451	(082)835-3758
	梅の里有料老人ホーム	安佐北区可部町大字桐原1048-1	(082)818-8633
	有料老人ホームシニアホームいずみ	安佐北区口田3丁目29-6	(082)516-5963
	ホームみいり	安佐北区三入6丁目18-7	(082)516-4571
	みいりの家	安佐北区三入6丁目18-8	(082)516-4571
	メディカルケアホーム「いでした」	安佐北区口田3丁目31-11	(082)845-0211
	ほほえみ有料老人ホーム安芸路(住宅型)	安芸区矢野東5丁目7-23	(082)888-3232
	ほほえみ有料老人ホーム広島西(住宅型)	佐伯区八幡東4丁目26-5	(082)927-6600
	ホスピスホームみなみ	佐伯区海老園1丁目5-40	(082)925-5668
	住宅型有料老人ホームあい・のぞみPath(道)	佐伯区八幡東1丁目29-41-8	(082)299-8882
	住宅型有料老人ホームあい・のぞみPath One	佐伯区五日市町大字美鈴園50-43	(082)299-8882
	住宅型有料老人ホーム Tomorrow	佐伯区三筋2丁目1-33	(082)299-8882
	住宅型有料老人ホーム スープ五日市	佐伯区五日市中央5丁目13-16	(082)275-4695
	メニービープル広島石内	佐伯区石内東1丁目2-1	(082)961-4300

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)を受けている有料老人ホーム

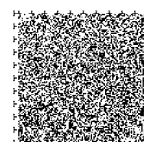
施設名	所在地	電話番号
ケアホームハピネス平和公園	中区猫屋町1-21	(082)871-8817
ケアホームベルビュー広島	中区舟入南1丁目8-8	(082)235-3380
ウエルビィ江波	中区江波二本松1丁目10-3	(082)208-5238
ウエルビィ吉島	中区光南4丁目5-1	(082)259-3100
エフォール吉島	中区吉島新町1丁目4-1	(082)245-2020
アパートメント鷹野橋	中区千田町1丁目4-2	(082)243-2902
ケアホームハピネス舟入リバーサイド	中区舟入南2丁目11-4	(082)871-8817
ケアホームハピネス舟入南	中区舟入南3丁目2-25	(082)871-8817
ケアホームハピネス河原町	中区河原町7-31	(082)871-8817
Sグラン中山東	東区中山東3丁目2-7	(082)508-6363
ケアビレッジライル温品	東区温品2丁目8-24-9	(082)289-0006
サービス付き高齢者向け住宅あけぼの寿老園	東区曙1丁目1-28	(082)568-6524
つなぐ牛田	東区牛田新町3丁目25-14	(082)211-0334
サービス付き高齢者向け住宅こうこう	東区山根町30-13	(082)258-5541
クラシオン早稲田	東区牛田早稲田2丁目7-10	(082)554-1122
クラシオン丹那	南区丹那町22-10-5	(082)259-3377
サービス付き高齢者向け住宅ケアビレッジおおす	南区大州2丁目5-27	(082)569-6541
ブラザⅡ	南区青崎2丁目11-20	(082)281-3393
宙ノ杜 元宇品	南区元宇品町4-22	(082)250-7701
レガロ・ヴィータ京橋	南区京橋町6-4	(082)263-0770

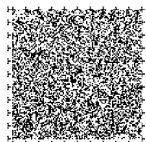




高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）を受けている有料老人ホームのつづき

施設名	所在地	電話番号
サンライフ段原東	南区段原山崎3丁目2-28	(082)890-1115
ケアホームひらまつ	南区比治山本町11-32	(082)256-3650
グレイスメゾン御幸	南区宇品御幸1丁目17-3	(082)250-5333
サービス付高齢者住宅 あい	南区翠4丁目7-37	(082)255-2829
メリィハウス 庚午北町	西区庚午北4丁目7-23	(082)507-7880
メリィハウス 井口	西区井口5丁目22-27	(082)270-5055
つなぐ和楽久	西区己斐中1丁目10-10-12	(082)275-6061
楽リハLife広島己斐	西区己斐上4丁目4-12	(082)507-7388
サービス付き高齢者向け住宅住マイル永久の楽園	西区小河内町1丁目4-13	(082)231-0294
Sグラン高須	西区高須4丁目12-22	(082)942-5955
介護付有料老人ホーム ヘルスケアホーム井口	西区井口5丁目4-15	(082)278-0590
ひかるの家	西区己斐中3丁目47-19	(082)208-5080
ケアホームハピネス観音	西区南観音5丁目1-18	(082)871-8817
アルファリビング広島観音本町	西区観音本町1丁目13-28	(082)275-5611
アルファリビング広島古江駅前	西区古江新町1-3	(082)533-6565
サービス付き高齢者向け住宅おれんじ	西区己斐上4丁目27-30	(082)533-7170
ケアホームハピネス横川	西区横川新町9-7	(082)232-8817
リルこころ楠木	西区楠木町4丁目16-6	(082)237-1055
サービス付高齢者住宅 若葉台	安佐南区伴北7丁目32-27	(082)849-0861
メリィハウス八木せせらぎ公園	安佐南区八木1丁目19-1	(082)830-2007
高齢者用福祉施設めぞん大塚「シニア住宅」	安佐南区大塚西3丁目3-25	(082)848-7800
ケアホームアルペンローゼ	安佐南区上安6丁目27-12-12	(082)830-3233
サービス付き高齢者向け住宅ネクストビューふじ川内	安佐南区川内1丁目15-1	(082)831-2200
メリィハウス 相田	安佐南区相田2丁目6-9	(082)832-8770
ケアホームハピネス	安佐南区山本新町1丁目11-1	(082)871-8817
サービス付き高齢者向け住宅まどか	安佐南区長束4丁目10-7	(082)509-2022
ふれあいホーム西原	安佐南区西原8丁目33-3	(082)874-8808
あすかケアプラザ 高齢者専用住宅	安佐南区中須1丁目26-12	(082)879-1165
サービス付き高齢者向け住宅ナーシングホームぎおん牛田	安佐南区西原8丁目29-24	(082)875-0134
みこころの家	安佐南区長束6丁目4-1	(082)874-3556
すまいる川内	安佐南区川内5丁目1-49	(084)846-6672
ケアホームハピネス安東	安佐南区安東6丁目4-52-5	(082)871-8817
メリィデイズ	安佐南区大塚西3丁目1-20	(0826)52-3838
Sグラン安佐南	安佐南区東野2丁目18-6	(082)831-1177
サービス付き高齢者向け住宅ネクストビューふじ安佐南	安佐南区川内1丁目5-24	(082)870-3158
医療法人博善会ケアビレッジながお	安佐南区西原4丁目17-17	(082)871-8600
元気三昧慈愛の里	安佐北区安佐町大字飯室4579-1	(082)835-3277
メリィハウス 可部一丁目	安佐北区可部1丁目16-15	(082)810-0171
サービス付き高齢者向け住宅七福神の家	安佐北区深川6丁目6-3	(082)843-0729
サービス付き高齢者向け住宅「みんなの家」	安佐北区口田南8丁目15-2	(082)841-3722
シニアホーム花みずき	安佐北区可部南3丁目10-23	(082)810-0510
サービス付き高齢者向け住宅ペルル	安佐北区可部南4丁目17-16	(082)815-3300
湯楽苑	安佐北区安佐町飯室1563-3	(082)835-3332
ワールドステイ平政	安佐北区可部7丁目19-8	(082)814-7350
ファミリーハウス・ファミリーハウスⅡ	安佐北区あさひが丘1丁目1-8	(082)838-4165
elama 可部	安佐北区可部7丁目15-43	(082)819-2101
ウィンザーハウス	安佐北区可部南3丁目10-19	(082)819-0024
サービス付き高齢者向け住宅ひまわり	安佐北区落合1丁目17-12	(082)847-6071
サービス付き高齢者向け住宅ふかわ・くにくさ	安佐北区上深川町186-1	(082)840-1840
ハウスみいり	安佐北区三入6丁目18-6	(082)516-4571
サポートハウス菜の花畑	安佐北区可部6丁目14-8	(082)516-7727
絵手がみの家	安佐北区三入1丁目8-4	(082)818-3272
サービス付き高齢者向け住宅リアライブ高陽	安佐北区真亀1丁目1-8	(082)843-3223
シルバーホームはたのリハビリ	安芸区中野東6丁目3-36	(082)554-4787





高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）を受けている有料老人ホームのつづき

施設名	所在地	電話番号
サービス付き高齢者向け住宅 遊	安芸区矢野町752-696	(0823)24-2585
はたのリハビリふるさと	安芸区中野7丁目22-6	(082)820-2100
カープヒルズ 広島矢野	安芸区矢野東2丁目26-12	(082)889-3027
松石会館	安芸区船越4丁目5-21	(082)822-0009
はたのリハビリふるさと別館	安芸区中野7丁目21-18	(082)894-8855
複合介護施設「みやけの郷」	佐伯区三宅町1182	(082)299-8885
メリィハウス 五日市コイン通り	佐伯区五日市中央1丁目14-6	(082)943-8715
ケアレジデンス楽々園	佐伯区楽々園3丁目14-3	(082)943-8686
複合介護施設「みやけの郷ビュー」	佐伯区三宅町385-1	(082)299-8886
Sグラン五日市	佐伯区八幡東3丁目10-18	(082)533-8731
やさしい手シニアリビングやさしえ八幡	佐伯区八幡4丁目5-15	(082)536-3212
i・ケアマンションゆき	佐伯区湯来町大字伏谷乙1361	(0829)40-5141
クラシオン八幡	佐伯区八幡5丁目6-18	(082)961-6666

くらしを、ともに楽しみましょう

老人福祉センター

利用対象／原則として60歳以上の方

休 館 日／火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く）、12月29日～翌年1月3日、8月6日

開館時間／午前9時～午後5時

費 用／設置目的以外に使用する場合は、使用料が必要です。

施設名	所在地	電話番号
中央老人福祉センター	中区西白島町24-36	(082)222-6000
東雲老人福祉センター	南区東雲3丁目16-32	(082)286-7655
南観音老人福祉センター	西区南観音7丁目5-8	(082)295-0598

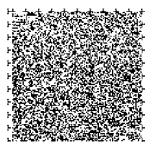
老人いこいの家

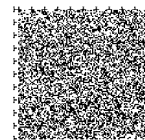
利用対象／原則として60歳以上の方

休 館 日／火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、12月29日～翌年1月3日、8月6日

開館時間／午前9時～午後5時 費 用／設置目的以外に使用する場合は、使用料が必要です。

施設名	所在地	電話番号
吉島老人いこいの家	中区光南5丁目1-23	(082)247-7762
宇品老人いこいの家	南区宇品御幸4丁目12-13	(082)254-9177
草津老人いこいの家	西区草津南1丁目16-8	(082)277-2480
佐東老人いこいの家	安佐南区緑井6丁目29-25	(082)879-7880
沼田老人いこいの家	安佐南区伴東7丁目64-8	(082)848-3277
矢野老人いこいの家清風荘	安芸区矢野西5丁目18-33	(082)888-6401
船越老人いこいの家鼓が浦荘	安芸区船越5丁目17-12	(082)823-1926
老人いこいの家新宮山荘	佐伯区五日市町石内940-2	(082)928-3017
老人いこいの家窓山荘	佐伯区五日市町上河内539	(082)928-5077
老人いこいの家さつき荘	佐伯区五月が丘4丁目14-10	(082)941-4197
老人いこいの家八幡荘	佐伯区八幡3丁目7-24	(082)928-0061
老人いこいの家倉重荘	佐伯区観音台2丁目31-1	(082)923-7270
老人いこいの家坪井荘	佐伯区坪井1丁目28-11	(082)923-7961
老人いこいの家中央荘	佐伯区五日市中央5丁目1-31	(082)923-3750
老人いこいの家五日市荘	佐伯区新宮苑12-8	(082)922-7789
老人いこいの家楽々荘	佐伯区楽々園5丁目8-32	(082)922-9166
老人いこいの家美隅荘	佐伯区隅の浜2丁目2-14-18	(082)923-2327





老人集会所

利用者／おおむね60歳以上の方 費用／無料

※利用についての詳しいことは各施設の運営主体にお問い合わせください。

施設名	所在地	運営主体
基町老人集会所	中区基町19-5	基町地区老人クラブ連合会
白島老人集会所	中区白島中町10-5（白島中町公園内）	白島地区老人クラブ連合会
本川老人集会所	中区本川町3丁目2-8（空鞆公園内）	本川地区老人クラブ連合会
竹屋老人集会所	中区鶴見町11-5（鶴見公園内）	竹屋地区老人クラブ連合会
舟入老人集会所	中区舟入川口町7-25（舟入第3公園内）	舟入地区老人クラブ連合会
神崎老人集会所	中区河原町15-13（河原町公園内）	神崎地区老人クラブ連合会
吉島老人集会所	中区光南2丁目26-1	吉島学区老人クラブ連合会
千田老人集会所	中区千田町2丁目5-13（千田第一公園内）	千田町二丁目千寿会
袋町老人集会所	中区袋町9-5（袋町公園内）	袋町地区老人クラブ連合会
南千田西町老人集会所	中区南千田西町4-3	南千田西町千寿会
吉島東老人集会所	中区吉島新町1丁目30（吉島新町第四公園内）	吉島東学区老人クラブ連合会
牛田新町老人集会所	東区牛田新町1丁目3-31	牛田新町地区社会福祉協議会
中山老人集会所	東区中山鏡が丘9-1	中山学区老人クラブ連合会
牛田老人集会所	東区牛田中2丁目3-6（牛田公園内）	牛田学区社会福祉協議会
翠町老人集会所	南区翠5丁目20-15	翠町学区老人クラブ連合会
仁保老人集会所	南区仁保新町2丁目4-17（仁保新町公園内）	仁保地区老人クラブ連合会
大州老人集会所	南区大州4丁目6-1（大州公園内）	大州東町内会
宇品東老人集会所	南区宇品神田5丁目16-13	宇品東ときわ会連合会
大芝老人集会所	西区三篠町3丁目18（陵北公園内）	三篠町二丁目東町内会
庚午老人集会所	西区庚午中2丁目14-10（庚午第三公園内）	庚午中二丁目町内会
庚南老人集会所	西区庚午南1丁目29-7	庚午南長寿会
井口老人集会所	西区井口2丁目5-5	井口シニアクラブ第1明青会
井原老人集会所	安佐北区白木町井原801-8	井原第三長寿会
可部老人集会所	安佐北区可部3丁目19-22（安佐北区総合福祉センター内）	可部地区老人クラブ連合会
阿戸老人集会所	安芸区阿戸町2643	阿戸町老人クラブ連合会
瀬野老人集会所	安芸区瀬野1丁目35-3	瀬野学区老人クラブ連合会
中野老人集会所	安芸区中野4丁目21-2（中野小学校内）	中野地区社会福祉協議会
旭園老人集会所	佐伯区旭園11-21-15	あさひ快老クラブ

福祉センター等

休 館 日／社会福祉センター中広会館 第3日曜日、12月29日～翌年1月3日、8月6日

その他の福祉センター 火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、12月29日～翌年1月3日、8月6日

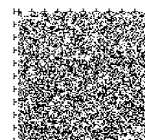
湯来福祉会館 12月29日～翌年1月3日

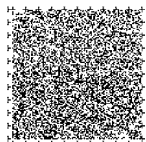
開館時間／社会福祉センター中広会館 午前9時～午後9時

その他の福祉センター 午前9時～午後10時

湯来福祉会館 午前8時30分～午後10時

施設名	所在地	電話番号
吉島福祉センター	中区吉島東2丁目17-30	(082)545-6170
温品福祉センター	東区上温品1丁目24-1	(082)289-2635
戸坂福祉センター	東区戸坂大上1丁目4-22	(082)220-1914
中山福祉センター	東区中山南1丁目5-39	(082)280-2311
出島福祉センター	南区出島1丁目32-1	(082)256-2801
社会福祉センター中広会館	西区中広町1丁目18-27	(082)292-5181





福祉センター等のつづき

施設名	所在地	電話番号
祇園福祉センター	安佐南区西原1丁目13-26	(082)874-9646
伴福祉センター	安佐南区伴西2丁目1-17	(082)848-2215
可部福祉センター	安佐北区可部南2丁目23-28	(082)815-6480
筒瀬福祉センター	安佐北区安佐町大字筒瀬125-1	(082)838-3800
瀬野福祉センター	安芸区瀬野1丁目4-19	(082)894-2024
畑賀福祉センター	安芸区畑賀3丁目30-14	(082)827-0083
阿戸福祉センター	安芸区阿戸町6038	(082)856-0294
矢野福祉センター	安芸区矢野西6丁目12-1	(082)889-2511
石内福祉センター	佐伯区石内南1丁目5-1	(082)928-3277
湯来福祉会館	佐伯区湯来町大字和田333	(0829)83-0858

総合福祉センター・地域福祉センター

休 館 日／第3日曜日、12月29日～翌年1月3日、8月6日

開館時間／午前9時～午後9時

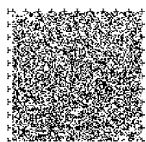
施設名	所在地	電話番号
広島市総合福祉センター	南区松原町5-1	(082)264-6420
中区地域福祉センター	中区大手町4丁目1-1	(082)249-3114
東区地域福祉センター	東区東蟹屋町9-34	(082)263-8443
南区地域福祉センター	南区皆実町1丁目4-46	(082)251-0525
西区地域福祉センター	西区福島町2丁目24-1	(082)294-0104
安佐南区地域福祉センター	安佐南区中須1丁目38-13	(082)831-5011
安佐北区地域福祉センター	安佐北区可部3丁目19-22	(082)814-0811
安芸区地域福祉センター	安芸区船越南3丁目2-16	(082)821-2501
佐伯区地域福祉センター	佐伯区海老園1丁目4-5	(082)921-3113

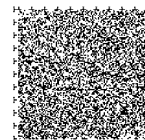
利用料の減免がある施設

利用対象／65歳以上の方

※免許証等の公的証明書があれば対象となります。詳しい減免内容については、各施設にお問い合わせください。

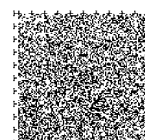
区 分	所在地	電話番号	割引または免除の状況
広島平和記念資料館	中区中島町1-2	241-4004	高校生料金と同額
広島城	中区基町21-1	221-7512	高校生料金と同額
映像文化ライブラリー	中区基町3-1	223-3525	映画の鑑賞料は高校生料金と同額
ひろしま美術館	中区基町3-2	223-2530	団体料金と同額
中央公園ファミリープール	中区基町4-41	211-0063	小人料金と同額
5-Days子ども文化科学館	中区基町5-83	222-5346	プラネタリウムの観覧料は高校生料金と同額
広島翔洋テニスコート（中央庭球場）	中区基町2-18	224-2191	小人料金と同額
縮景園	中区上幟町2-11	221-3620	免除
広島県立美術館	中区上幟町2-22	221-6246	所蔵作品展 入場料を免除
江波山気象館	中区江波南1丁目40-1	231-0177	高校生料金と同額
健康科学館	中区千田町3丁目8-6	246-9100	小人料金と同額
コジマホールディングス中区スポーツセンター	中区千田町3丁目8-12	241-9355	小人料金と同額
吉島屋内プール	中区南吉島1丁目3-55	249-8591	小人料金と同額
吉島体育館	中区吉島西3丁目2-11	240-5003	小人料金と同額
マエダハウジング東区スポーツセンター	東区牛田新町1丁目8-3	222-1860	小人料金と同額
ひろしんビッグウェーブ（総合屋内プール）			小人料金と同額

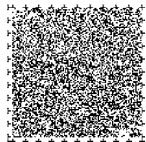




利用料の減免がある施設のつづき

区 分	所在地	電話番号	割引または免除の状況
戸坂庭球場・運動広場	東区戸坂新町3丁目1916	220-2044	小人料金と同額
ひろしま遊学の森 森林公園（こんちゅう館）	東区福田町字藤ヶ丸10173	899-8964	小人料金と同額
ひろしま遊学の森 森林公園（山城展望台昇降用モノレール）		899-8241	小人料金と同額
南区スポーツセンター	南区楠那町7-31	251-7721	小人料金と同額
東雲屋内プール	南区東雲3丁目16-3	286-6909	小人料金と同額
宇品体育館	南区宇品海岸3丁目6-54	255-3022	小人料金と同額
出島屋内プール	南区出島1丁目32-92	254-2891	小人料金と同額
郷土資料館	南区宇品御幸2丁目6-20	253-6771	高校生料金と同額
現代美術館	南区比治山公園1-1	264-1121	高校生料金と同額
ユーハイム似島歓迎交流センター	南区似島町字東大谷182	259-2766	小人料金と同額
西区スポーツセンター	西区庚午南2丁目41-1	272-8211	小人料金と同額
南観音庭球場・運動広場	西区観音新町2丁目90	293-5900	小人料金と同額
草津公園野球場	西区庚午南2丁目38	272-6030	小人料金と同額
竜王公園（野球場、テニスコート、エスキーツennis場、卓球場）	西区竜王町	237-9880	小人料金と同額
三滝少年自然の家	西区三滝本町1丁目73-20	238-6301	小人料金と同額
グリーンスポーツセンター	西区三滝本町1丁目68-6		小人料金と同額
沼田庭球場・運動広場	安佐南区伴北4丁目3987-1	848-2294	小人料金と同額
安佐南区スポーツセンター	安佐南区伴東3丁目13-16	848-2411	小人料金と同額
祇園運動広場	安佐南区祇園1丁目85	871-3368	小人料金と同額
大町東庭球場	安佐南区大町東933-7	879-1522	小人料金と同額
広島広域公園 （ホッパースタジアム、広島（屋上競技場）、樟樹競技場、サンフレッチェ広島第一競技場、第二競技場）	安佐南区大塚西5丁目1-1	848-8484	小人料金と同額
広島広域公園（テニスコート）	安佐南区大塚西5丁目2-1	848-9540	小人料金と同額
ヌマジ交通ミュージアム（交通科学館）	安佐南区長楽寺2丁目12-2	878-6211	観覧料は高校生料金と同額
大和興産安佐北区スポーツセンター	安佐北区深川2丁目50-1	843-4999	小人料金と同額
寺迫公園（野球場、テニスコート、エスキーツennis場）	安佐北区真亀1丁目9	843-1150	小人料金と同額
可部運動公園（野球場、テニスコート、卓球場）	安佐北区可部町大字勝木1410	815-5181	小人料金と同額
高陽体育館	安佐北区深川6丁目19-15	845-3221	小人料金と同額
安佐動物公園	安佐北区安佐町大字動物園	838-1111	高校生料金と同額
青少年野外活動センター	安佐北区安佐町大字小河内字一面5135	835-1444	小人料金と同額
筒瀬運動広場	安佐北区安佐町大字筒瀬字岡田10823-4	838-1020	小人料金と同額
安芸区スポーツセンター	安芸区中野東2丁目3-1	893-1998	小人料金と同額
瀬野川公園 （野球場、屋内運動場、アーチェリー場、ソフトボール場、テニスコート、卓球場、クロッケー場、ホースシューズ場、パークゴルフ場）	安芸区上瀬野町	894-3210	小人料金と同額
佐伯区スポーツセンター	佐伯区楽々園6丁目1-27	924-8198	小人料金と同額
湯来体育館	佐伯区湯来町大字白砂1215-1	0829-405100	小人料金と同額
湯来南庭球場・運動広場	佐伯区湯来町大字白砂1215-1	0829-405100	小人料金と同額
湯来庭球場・運動広場	佐伯区湯来町大字和田94-20	0829-404899	小人料金と同額
上河内庭球場・運動広場	佐伯区五日市町大字上河内字中山693-1	927-3701	小人料金と同額
下河内庭球場・運動広場	佐伯区五日市町大字下河内字峠平561	928-8494	小人料金と同額
新宮苑庭球場	佐伯区新宮苑9-1	921-7478	小人料金と同額
佐伯運動公園（テニスコート、卓球場）	佐伯区五日市町大字保井田	924-5012	小人料金と同額
河内体育館	佐伯区五日市町大字上河内537	924-8198	小人料金と同額
植物公園	佐伯区倉重3丁目495	922-3600	高校生料金と同額





どんなことでもご相談ください

② 関係機関

区役所

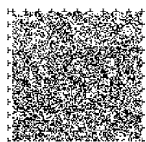
機関名	所在地	電話番号
中 区 役 所	中区国泰寺町1丁目4-21	(082)245-2111 市役所代表
東 区 役 所	東区東蟹屋町9-38	
南 区 役 所	南区皆実町1丁目5-44	
西 区 役 所	西区福島町2丁目2-1	
安佐南区役所	安佐南区古市1丁目33-14	
安佐北区役所	安佐北区可部4丁目13-13	
安芸区役所	安芸区船越南3丁目4-36	
佐伯区役所	佐伯区海老園2丁目5-28	

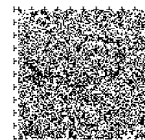
※各課に直通の電話番号があります。市役所代表電話を利用される場合は、「〇〇区△△課」又は「〇〇区の△△のこと」と伝えて担当課に取り次いでもらってください。

区役所厚生部（福祉事務所・保健センター） 地域支えあい課・福祉課・生活課

区役所厚生部 (福祉事務所・保健センター)	所在地	電話番号 (FAX番号)					
		地域支えあい課	総合相談窓口	福祉課	高齢介護係	障害福祉係	生活課
中 区	中区大手町4丁目1-1 (中区厚生部・中区地域福祉センター内)	504-2852 504-2586 504-2739 504-2109 504-2174 504-2528 (504-2175)	504-2586	504-2570 504-2478 504-2569 504-2588 (504-2175)	504-2570 504-2478	504-2588	504-2568 504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333 (504-2175)
東 区	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	568-7731 568-7794 568-7735 261-0315 568-7729 (568-7790)	568-7731	568-7730 568-7732 568-7733 568-7734 (568-7781)	568-7730 568-7732	568-7734	568-7725 568-7726 568-7727 568-7728 (264-5271)
南 区	南区皆実町1丁目4-46 (南区役所別館内)	250-4109 250-4160 250-4133 250-4134 250-4108 (254-4030)	250-4109	250-4107 250-4138 250-4131 250-4132 (254-9184)	250-4107 250-4138	250-4132	250-4103 250-4104 250-4105 250-4141 250-4155 (254-9184)
西 区	西区福島町2丁目24-1 (西区厚生部・西区地域福祉センター内)	294-6512 294-6289 294-6519 294-6384 503-6288 294-6235 (294-6113)	294-6289	294-6218 294-6585 294-6342 294-6346 (294-6311)	294-6218 294-6585 (233-9621)	294-6346	294-6109 294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135 (294-6311)
安佐南区	安佐南区中須1丁目38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	831-5003 831-4568 831-5017 831-4944 877-2146 831-4942 (870-2255)	831-4568	831-4941 831-4943 831-4945 831-4946 (870-2255)	831-4941 831-4943	831-4946	831-4939 831-4940 831-5010 831-4973 (870-2255)
安佐北区	安佐北区可部3丁目19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	819-0588 819-0587 819-0639 819-0616 819-0617 819-0586 (819-0602)	819-0587	819-0585 819-0621 819-0605 819-0608 (819-0602)	819-0585 819-0621	819-0608	819-0575 819-0576 819-0620 819-0614 (819-0602)
安 芸 区	安芸区船越南3丁目2-16 (安芸区総合福祉センター内)	821-1707 821-2810 821-2827 821-2820 821-2809 821-2821 (821-2832)	821-2810	821-2808 821-2823 821-2813 821-2816 (821-2832)	821-2808 821-2823	821-2816	821-2804 821-2806 (821-2832)
佐 伯 区	佐伯区海老園1丁目4-5 (佐伯区役所別館内)	943-9575 943-9728 943-9773 943-9733 921-5010 943-9731 (923-1611)	943-9728	943-9729 943-9730 943-9732 943-9769 (923-1611)	943-9729 943-9730	943-9769	943-9725 943-9726 943-9764 (923-1611)

※区役所の庁舎とは別の建物です。





社会福祉協議会

機関名	所在地	電話番号
広島市社会福祉協議会	南区松原町5-1BIGFRONTひろしま6階広島市総合福祉センター内	(082)264-6400
中区社会福祉協議会(中区事務所)	中区大手町4丁目1-1大手町平和ビル中区地域福祉センター内	(082)249-3114
東区社会福祉協議会(東区事務所)	東区東蟹屋町9-34東区総合福祉センター内	(082)263-8443
南区社会福祉協議会(南区事務所)	南区皆実町1丁目4-46南区役所別館内	(082)251-0525
西区社会福祉協議会(西区事務所)	西区福島町2丁目24-1西区地域福祉センター内	(082)294-0104
安佐南区社会福祉協議会(安佐南区事務所)	安佐南区中須1丁目38-13安佐南区総合福祉センター内	(082)831-5011
安佐北区社会福祉協議会(安佐北区事務所)	安佐北区可部3丁目19-22安佐北区総合福祉センター内	(082)814-0811
安芸区社会福祉協議会(安芸区事務所)	安芸区船越南3丁目2-16安芸区総合福祉センター内	(082)821-2501
佐伯区社会福祉協議会(佐伯区事務所)	佐伯区海老園1丁目4-5佐伯区役所別館内	(082)921-3113

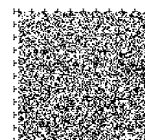
※地区社会福祉協議会は、おおむね小学校区を単位に140団体あります。

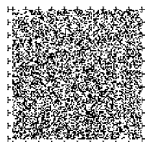
くらしサポートセンター

機関名	所在地	電話番号
中区くらしサポートセンター	中区大手町4丁目1-1 中区社会福祉協議会(中区事務所)内	(082)545-8388
東区くらしサポートセンター	東区東蟹屋町9-34 東区社会福祉協議会(東区事務所)内	(082)568-6887
南区くらしサポートセンター	南区皆実町1丁目4-46 南区社会福祉協議会(南区事務所)内	(082)250-5677
西区くらしサポートセンター	西区福島町2丁目24-1 西区社会福祉協議会(西区事務所)内	(082)235-3566
安佐南区くらしサポートセンター	安佐南区中須1丁目38-13 安佐南区社会福祉協議会(安佐南区事務所)内	(082)831-1209
安佐北区くらしサポートセンター	安佐北区可部3丁目19-22 安佐北区社会福祉協議会(安佐北区事務所)内	(082)815-1124
安芸区くらしサポートセンター	安芸区船越南3丁目2-16 安芸区社会福祉協議会(安芸区事務所)内	(082)821-5662
佐伯区くらしサポートセンター	佐伯区海老園1丁目4-5 佐伯区社会福祉協議会(佐伯区事務所)内	(082)943-8797

各種相談コーナー

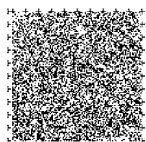
相談内容	機関名	所在地	電話番号
職 業	ハローワーク広島	中区上八丁堀8-2広島清水ビル	(082)223-8609
	ハローワーク広島東	東区光が丘13-7	(082)264-8609
	ハローワーク可部	安佐北区可部南3丁目3-36	(082)815-8609
市営住宅	各区役所建築課	区役所を参照(P54)	区役所を参照(P54)
消費生活	広島市消費生活センター	中区基町6-27アクア広島センター街8階	(082)225-3300
国 税	広島東税務署	中区上八丁堀3-19	(082)227-1155
	広島南税務署	南区宇品東6丁目1-72	(082)253-3281
	広島西税務署	西区観音新町1丁目17-3	(082)234-3110
	広島北税務署	安佐北区亀山2丁目25-10	(082)814-2111
	廿日市税務署	廿日市市新宮1丁目15-40	(0829)32-1217
	海田税務署	安芸郡海田町大正町1-13	(082)823-2131
	吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田3604-1	(0826)42-0008
税務署に電話をかけると「自動音声」により案内されますので、次の番号を選択してください。 ・国税に関する一般的な質問・相談の方 → 「1」番 → 「広島国税局電話相談センター」につながります。 ・申告相談の事前予約など税務署にご用の方 → 「2」番 → おかけになった税務署につながります。			
県 税	西部県税事務所	東区光町2丁目1-14	(082)207-2135
	西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾2丁目2-68	(0829)32-1181
市 税	各市税事務所・各税務室	各区役所内(区役所を参照(P54))	各区役所内(区役所を参照(P54))
年 金	各区役所保険年金課	区役所を参照(P54)	区役所を参照(P54)
	広島東年金事務所	中区基町1-27	(082)228-3131
	広島南年金事務所	南区皆実町1丁目4-35	(082)253-7710
	広島西年金事務所	西区商工センター2丁目6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	(082)535-1505
	街角の年金相談センター広島	中区橋本町10-10広島インテスビル1階	(082)227-1391(電話相談不可)
	ねんきんダイヤル(年金の相談)		(0570)05-1165

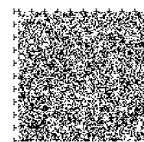




各種相談コーナーのつづき

相談内容	機関名	所在地	電話番号
精神保健福祉	広島市精神保健福祉センター	中区富士見町11-27	(082)245-7731
認知症の医療相談	広島市西部認知症疾患医療センター	西区草津梅が台10-1 (こころホスピタル草津)	(082)270-0311
	広島市東部認知症疾患医療センター	安芸区中野東4丁目11-13 (瀬野川病院)	(082)893-6266
	広島市北部認知症疾患医療センター	安佐北区龜山南1丁目2-1 (広島市立北部医療センター安佐市民病院)	(082)815-5299
認知症の相談	広島県地域包括ケア推進センター 相談時間：火・木曜日の13時～16時30分 相談員：火曜日 認知症の人と家族の会会員 木曜日 広島県社会福祉士会会員		火曜日 (082)553-5353 木曜日 (082)569-6501
	広島市認知症コールセンター 相談時間：月・水曜日の12時～16時		(082)254-3821
健康づくり	健康づくりセンター	中区千田町3丁目8-6	(082)243-2451
医療に関する相談	医療安全相談窓口 (広島市医療安全支援センター) 相談時間：9時～15時	中区国泰寺町1丁目6-34 (健康福祉局医療政策課内)	(082)504-2051
就業・家事 援助サービス	(公社)広島市シルバー人材センター本部	中区西白島町23-9	(082)223-1156
	(公社)広島市シルバー人材センター北支部	安佐北区可部4丁目13-13安佐北区役所2階	(082)815-5251
	(公社)広島市シルバー人材センター安芸出張所	安芸区船越南3丁目4-36	(082)822-0300
	(公社)広島市シルバー人材センター佐伯支部	佐伯区海老園2丁目5-28(佐伯区役所附属棟)	(082)922-0520
老人クラブ	(公財)広島市老人クラブ連合会	南区松原町5-1 BIGFRONTひろしま5階 (広島市総合福祉センター内)	(082)207-3850
防 犯	警察安全相談電話		(082)228-9110 携帯電話、ファックス回線は局番なしの#9110
	悪質商法相談電話	中区基町9-42 (広島県警察本部内)	(082)221-4194
	ファックス110番・メール110番・ 110番アプリシステム (聴覚・言語等が不自由な方々からの通報)		0120-110-842 hiroshima-police@beetle.ocn.ne.jp 専用アプリをダウンロード
高齢者の介護予防・保健・福祉等の総合相談 (地域包括支援センター)	広島市基町地域包括支援センター	中区基町19-2-425	(082)502-7955
	広島市幟町地域包括支援センター	中区東白島町13-26	(082)222-6608
	広島市国泰寺地域包括支援センター	中区昭和町12-2	(082)249-0600
	広島市吉島地域包括支援センター	中区光南1-4-6	(082)545-1123
	広島市江波地域包括支援センター	中区江波二本松2-6-27	(082)296-4833
	広島市福木・温品地域包括支援センター	東区上温品1-11-27-101	(082)280-2330
	広島市戸坂地域包括支援センター	東区戸坂中町2-29	(082)516-0051
	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	東区牛田本町5-1-2 7階	(082)228-2033
	広島市二葉地域包括支援センター	東区若草町10-14はらだビル2階	(082)263-3864
	広島市大州地域包括支援センター	南区大州1-1-26	(082)581-6025
	広島市段原地域包括支援センター	南区段原南1-3-52 広島段原ショッピングセンター2階	(082)261-8588
	広島市翠町地域包括支援センター	南区出汐2-3-46	(082)252-5500
	広島市仁保・楠那地域包括支援センター	南区東本浦町26-8たおビル2階	(082)286-6112
	広島市宇品・似島地域包括支援センター	南区宇品神田3-7-15 坂本ビル2階	(082)252-6456
	広島市中広地域包括支援センター	西区三篠町1-8-21 2階	(082)509-0288
	広島市観音地域包括支援センター	西区観音町16-19 3階	(082)292-3582
	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町2-7-13	(082)275-0087
	広島市古田地域包括支援センター	西区古江東町5-3-104	(082)272-5173
	広島市庚午地域包括支援センター	西区草津東2-8-5	(082)507-1210
	広島市井口台・井口地域包括支援センター	西区井口2-5-19	(082)501-6681
	広島市城山北・城南地域包括支援センター	安佐南区緑井6-37-5-102	(082)831-1157
	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	安佐南区中須2-19-6 3階	(082)879-1876
	広島市高取北・安西地域包括支援センター	安佐南区高取北1-17-41	(082)878-9401
	広島市東原・祇園東地域包括支援センター	安佐南区東原3-14-4	(082)850-2220





各種相談コーナーのつづき

相談内容	機関名	所在地	電話番号
高齢者の介護予防・保健・福祉等の 総合相談（地域包括支援センター）	広島市祇園・長束地域包括支援センター	安佐南区山本1-4-25	(082)875-0511
	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター	安佐南区伴中央2-5-12	(082)849-5860
	広島市白木地域包括支援センター	安佐北区白木町小越218-2	(082)828-3361
	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	安佐北区亀崎1-1-6フジグラン高陽2階	(082)841-5533
	広島市口田地域包括支援センター	安佐北区口田南7-11-22	(082)842-8818
	広島市三入・可部地域包括支援センター	安佐北区三入5-16-31	(082)516-6611
	広島市亀山地域包括支援センター	安佐北区亀山4-2-36	(082)819-0771
	広島市清和・日浦地域包括支援センター	安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	(082)810-4688
	広島市瀬野川東地域包括支援センター	安芸区瀬野2-17-33	(082)820-3711
	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	安芸区中野2-15-7	(082)893-1839
	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター	安芸区矢野東6-23-15	(082)889-6605
	// （阿戸連絡所）	安芸区阿戸町418-1	(082)856-0613
	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	佐伯区湯来町白砂82-4	(0829)86-1241
	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	佐伯区美鈴が丘西1-3-9	(082)208-5017
	広島市三和地域包括支援センター	佐伯区五日市町石内6405-1	(082)926-0025
	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	佐伯区千同1-30-6	(082)924-7755
	広島市五日市地域包括支援センター	佐伯区五日市中央2-4-40	(082)924-0053
	広島市五日市南地域包括支援センター	佐伯区楽々園4-2-19-101	(082)924-8051
水道料金等の 福祉減免	業務管理課	中区基町9-32水道局基町庁舎3階	(082)511-6911
その他 水道料金等	中央営業所（中・東・南・西区）	中区基町9-32水道局基町庁舎1・2階	(082)221-5522
	安佐南営業所	安佐南区役所3階（区役所を参照・P54）	(082)831-4565
	安佐北営業所	安佐北区役所3階（区役所を参照・P54）	(082)819-3958
	安芸営業所	安芸区役所5階（区役所を参照・P54）	(082)821-4949
	佐伯営業所	佐伯区海老園2-11-41水道局佐伯庁舎	(082)923-4121

暮らしにお役立てください

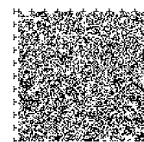


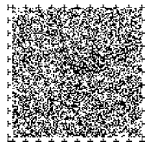
③ 高齢者のための制度

※利用料金の内容は、令和6年10月1日現在のものです。詳しくは、各相談場所へお問合せください。

寝たきりの高齢者を対象としたサービス

制度名など	所得制限	主な内容・条件など	利用料	相談場所	本文のページ
在宅訪問歯科健診・診療	無	在宅で寝たきりのため、歯科医院へ通院できない高齢者	無料～診療は一部負担	区役所地域支えあい課	11
シルバー人材センターの家事援助・介護サービス	無	会員（高齢者）が対応できるサービス	詳しくは事務局まで	シルバー人材センター	22
日常生活用具の給付（自動消火器）	無	要介護・要支援認定等を受けている方で寝たきりの高齢者	無料～一部・全額負担	区役所福祉課	24
高齢者在宅介護用品の支給	有	要介護4または5と認定された市民税非課税世帯（※）の在宅高齢者等またはその者を介護している家族 ※令和7年3月までは生活保護世帯も対象です。		区役所福祉課	25
家族介護慰労金の支給	有	要介護4または5相当で市民税非課税世帯の高齢者を、介護保険のサービスを受けずに、1年間在宅で介護している家族		区役所福祉課	25
水道料金及び下水道使用料の減免	有	要介護4または5に認定された65歳以上の方がおられる世帯		水道局業務管理課	—





虚弱な高齢者を対象としたサービス

制度名など	所得制限	主な内容・条件など	利用料	相談場所	本文のページ
シルバー人材センターの家事援助・介護サービス	無	会員(高齢者)が対応できるサービス	詳しくは事務局まで	シルバー人材センター	22
日常生活用具の給付(電磁調理器)	無	要介護・要支援認定等を受けている方で出火への配慮が必要な世帯	無料〜一部・全額負担	区役所福祉課	24

認知症の高齢者を対象としたサービス

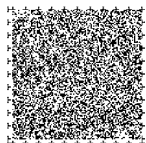
制度名など	所得制限	主な内容・条件など	利用料	相談場所	本文のページ
家族介護教室の開催	無	市内在住の高齢者を介護している家族と近隣援助者	無料	区役所地域支えあい課	13
認知症高齢者相談	無		無料	区役所地域支えあい課	13
シルバー人材センターの家事援助・介護サービス	無	会員(高齢者)が対応できるサービス	詳しくは事務局まで	シルバー人材センター	22
成年後見制度利用支援事業	無	申立てを行う四親等以内の親族がいない方など	原則実費負担	区役所地域支えあい課	23
日常生活用具の給付(電磁調理器)	無	要介護・要支援認定等を受けている方で出火への配慮が必要な世帯	無料〜一部・全額負担	区役所福祉課	24
福祉サービス利用援助事業	無	福祉サービス利用・日常金銭管理・通帳等の預かり	無料〜1,500円/1回	区社会福祉協議会	39
水道料金及び下水道使用料の減免	有	要介護4または5に認定された65歳以上の方がおられる世帯		水道局業務管理課	—

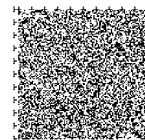
介護が必要とならないためのサービス

制度名など	所得制限	主な内容・条件など	利用料	相談場所	本文のページ
介護予防教室	無		無料	地域包括支援センター	12

ひとり暮らしの高齢者などを対象としたサービス

制度名など	所得制限	主な内容・条件など	利用料	相談場所	本文のページ
シルバー人材センターの家事援助・介護サービス	無	会員(高齢者)が対応できるサービス	詳しくは事務局まで	シルバー人材センター	22
あんしん電話の設置	無	病弱であること	無料〜月額2,233円	区役所福祉課	23
配食サービス	無	虚弱等で食事の調理が困難であること	1食につき514円ほか	区役所福祉課	24
日常生活用具の給付(自動消火器)	無	要介護・要支援認定を受けている方でひとり暮らしの方 ※同居者がいても対象となる場合があります。詳しくは区役所福祉課へお問合せください。	無料〜一部・全額負担	区役所福祉課	24
養護老人ホームへの入所	有	在宅で養護を受けることが困難な場合	無料〜14万円	区役所地域支えあい課	27
大型ごみ排出支援(あんしんサポート)事業	無	ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合、住宅内からの持ち出しを支援するサービス ※収集員は、大型ごみの解体や取り外しは行いません。 ※大型ごみは、収集員2人で容易に持ち出せるものに限りです。 ※玄関から容易に運び出せないようなものは収集できません。 ※収集日の2週間前までに申し込んでください。 ※同居者がいても、対象となる場合がありますので、詳しくは、大型ごみ受付センターへお問合せください。	無料 ただし、大型ごみの収集運搬手数料は通常どおり必要	大型ごみ受付センター TEL0570-082530 (携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外) TEL544-5300 (携帯電話各社の通話料金定額プランの対象) FAX0570-082531 (電話、インターネットによる予約ができない方のみ。)	—





健康管理・医療に関する制度

制度名など	所得制限	主な内容・条件など	利用料	相談場所	本文のページ
健康手帳の交付	無		無料	区役所地域支えあい課	10
健康相談・健康教育	無		無料	区役所地域支えあい課	10
健康診査・がん検診	無	社会保険の被扶養者の方は、扶養者が加入している医療保険者にお問合せください。	健康診査:無料 がん検診:検査種別ごとの費用	区役所地域支えあい課	10
訪問指導	無	訪問指導が必要と認められる方	無料	区役所地域支えあい課	11
後期高齢者医療制度	無	75歳以上の方および65～74歳で一定の障害を有し、広島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方		区役所福祉課	—

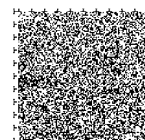
住宅に関する制度

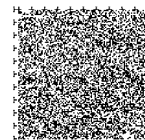
制度名など	所得制限	主な内容・条件など	相談場所	本文のページ
高齢者等住宅改修費補助	有	要介護・要支援認定を受けている方で、生計中心者の市民税所得割額が9万円以下の世帯に属する方	区役所福祉課	25
市営住宅への入居優遇	有	申込者が60歳以上で、「広島市市営住宅入居者募集案内」に記載されている条件を満たす方 ①抽選時の持ち玉数の優遇 ②単身者向け住宅への入居申込み資格 ③入居時の収入基準緩和	区役所建築課	—
サービス付き高齢者向け住宅	無	60歳以上の方または要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の方で、次のいずれかの条件を満たす方 ①1人で住まわれる方 ②配偶者、60歳以上の親族、要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の親族または病気などの特別な事情により同居者と住まわれる方 サービス付き高齢者向け住宅とは、バリアフリー構造と状況把握・生活相談サービス提供が義務付けられた住宅です。	住宅政策課 TEL504-2291	—

社会参加、生きがいづくりのための制度など

区分	制度名など	主な内容・条件など	相談場所	本文のページ
就業	シルバー人材センター	臨時的かつ短期的な仕事、またはその他の軽易な仕事の受注・提供	シルバー人材センター	22
就業 生きがいづくり	シニア応援センター	職業紹介、ボランティア活動や生涯学習の場の紹介	シニア応援センター TEL264-6415	22
生きがいづくり	老人クラブ	健康づくり、サークル活動など多彩な活動（会費有）	市老人クラブ 連 合 会 事 務 局	20
//	シニア大学	教養・福祉講座や交流活動の実施	市社会福祉協議会	20
//	高齢者作品展	絵画、書などの作品の展示会の開催（無料）	ひと・まちネットワーク部管理課	21
//	全国健康福祉祭(ねんりんピック)	市代表選手団の派遣支援	ひと・まちネットワーク部管理課	21
//	生涯学習の支援など	各種学習会・行事の開催やサークル活動の紹介・まちづくり活動に関する人材バンク	合人社ウエンディひと・まちプラザ (まちづくり市民交流プラザ)・公民館	21
//	ボランティア活動	情報の提供・相談、活動場所や器材の提供	ボランティアセンター・ 合人社ウエンディひと・まちプラザ (まちづくり市民交流プラザ)	21
//	シルバー人材センター文化教室	各種講座の実施	シルバー人材センター本部 TEL223-1156	—

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、高齢者を対象とした制度とは別に障害者を対象とした制度があります。詳しくは、区役所福祉課にお問合せください。

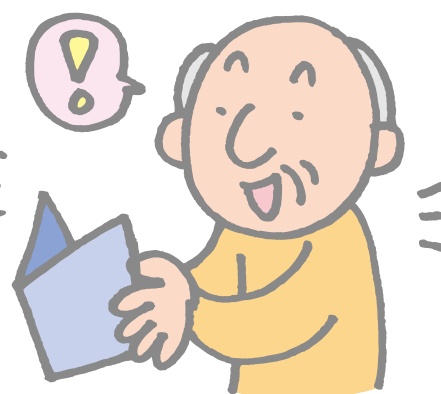




この冊子は令和6年10月1日現在の情報をもとに作成しています。配布は1回のみとなりますので最新の情報については、担当課へお問い合わせください。

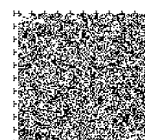
区役所などのお問合せ先またはご相談先については、本書P54～59をご参照ください。

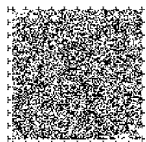
広島市の福祉制度について、障害者に対する制度など、さらに詳しく知りたい方は、「保健・福祉の手引」をご利用ください。公文書館で閲覧ができ、公文書館及び区役所区政調整課（中区を除く）で販売しています。



広島市ホームページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

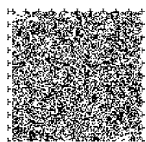
登録番号	広島1-2024-203
名称	福祉のことがわかる本（Uni-Voice掲載版）
主管課 所在地	健康福祉局健康福祉企画課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 TEL：(082)504-2144
発行年月	令和7年2月
印刷会社名	一般社団法人東広島自立支援センターあゆみ





福祉のことがわかる本

この冊子は、高齢者に対する
福祉制度をまとめたものです。
ご家族の皆さんもお読みください。



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。